

## 第1回札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

1 日 時： 令和2年4月8日（水）午後2時00分～

2 場 所： 本庁12階「1号～3号会議室」

### 3 会議次第

(1) 開 会

(2) 現時点の発生状況と対応状況の報告

(3) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

(4) 各局区における取組状況等の報告

(5) 本部長から

### 4 資 料

- ・札幌市の新型コロナウイルスに係る対応（概要）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する新型インフルエンザ等緊急事態宣言等について
- ・北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料（第4回）
- ・各局区における取組状況等の報告

## 札幌市の新型コロナウイルスに係る対応（概要）

### 1 感染状況

#### (1) 市内感染状況（4/7現在）

90名【前報比+4】（うち市内居住者89名【前報比+4】）

年代	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	非公表	計	現在患者数	陰性確認者	死亡者	
	男性			1	3	6	20	9	5	3						1
女性			6	2	1	11	8	8	4		1	41	1			
非公表											1	1	0			
計	0	0	7	5	7	31	17	13	7	0	3	90	25	62	3	
現在患者数	23											1	25			
陰性確認者	5											2	62			
死亡者						1		1	1			3				

#### (2) 国内・国外の感染状況

北海道：感染者 194 名【前報比+0】、死亡者 9 名【前日比±1】

（4/7 9時30分）

国内：感染者4,743名【前日比+389】、死亡者73名【前日比+3】

（4.6 12時）チャーター機帰国者15名、クルーズ船乗船者712名（うち死亡者11名）  
空港検疫70名

国外：米国 感染者数 335,524 名（うち死者数 9,562 名）

（4/6 12時）スペイン 感染者数 130,759 名（うち死者数 12,418 名）

イタリア 感染者数 128,948 名（うち死者数 15,887 名）

ドイツ 感染者数 100,024 名（うち死者数 1,576 名）

中国 感染者数 81,708 名（うち死者数 3,331 名）

その他・地域（194 か国）感染者数 465,575 名（うち死亡者数 25,787 名）

※（3/11）新型コロナウイルスは「パンデミック」と世界保健機関（WHO）が見解を表明。

### 2 札幌市における対応状況

#### (1) 実施体制

##### ① 感染症対策本部

感染症やその疑いのある事例に対して、発生予防、原因究明等、迅速かつ的確な対策を総合的に推進するため、市長を本部長とする札幌市感染症対策本部を設置。新型コロナウイルス対策においては、これまでに計 8 回の対策本部会議を開催（1/30、2/18、2/22、2/29、3/17、3/23、3/27、4/2）

## ② 感染症対策室

全庁横断的な情報共有や対策検討等を行い、札幌市感染症対策本部会議を補佐することを目的に、3月3日に札幌市感染症対策室（部長級）を保健福祉局に設置。4月1日付けにて危機管理対策室に移管。

室長	危機管理対策部長
医療・保健体制担当	保) 総務部長、保) 健康企画担当部長
情報・調整担当	総) 職員部長、政) 政策企画部長、財) 財政部長
広報担当	総) 広報部長
生活・経済担当	市) 地域振興部長、経) 産業振興部長

※北海道の対策本部との連絡要員として保健所、危機管理対策室より職員を派遣

## (2) 保健所の対応状況

## ① 新型コロナウイルス関連相談件数 (4/6現在)

救急安心センター (#7119) : 388件【前日比+123】 (発熱等あり231件、症状なし157件)

一般相談 : 549件【前日比+34】 ※3/9より回線数増強 (6 → 10回線)

## ② 姉妹都市からのマスク受入 (3/11)

サージカルマスク20,000枚、N95マスク5,000枚を瀋陽市から受け入れ、感染者入院医療機関、帰国者・接触者外来医療機関に順次配布 (3/13)

## ③ 国優先供給スキームに基づくマスク購入 (3/12)

サージカルマスク40,000枚、N95マスク5,000枚を医師会、歯科医師会、薬剤師会に配分 (3/13)。

## ④ 政府負担によるマスク受入 (3/23)

サージカルマスク40,000枚を受け入れ、医療機関、関係団体等へ配布予定。

## (3) 医療体制

## ① 帰国者・接触者外来

計11医療機関で対応中 (市立札幌病院、他3医療機関で入院対応を実施)

## ② 検査体制 (札幌市衛生研究所。4/7午後1時30分現在)

総検査数1,251検体 (延べ708名) うち陽性89名\*

※道内87例目患者 (北海道から発表) の陽性結果を除く

## (4) 教育関連施設の対応状況

校種		始業式	入学式
幼稚園（9園）		4/7	4/10
小学校（200校）		4/6 ※実施済	4/6 ※実施済
中学校（99校）		4/6 ※実施済	4/7
高等学校（7校）		4/8	4/8 ※大通高校 のみ 4/9
開成中等教育学校（前期）		4/8	4/8
（後期）			（同上）
特別支援学校	豊明高等支援学校	4/8	4/9
	みなみの杜高等支援学校	4/8	4/8
	豊成養護学校（小中）	4/6 ※実施済	4/7
	北翔養護学校（小中高）	4/6 ※実施済	【小中】4/8 【高】4/8
	山の手養護学校（小中高）	4/8	【小中】4/8 【高】4/8

※高等学校、中等校教育学校においては、通勤時の混雑を避け、登校時刻を1時間程度遅らせるなどの「時差通学」を当面の間実施。

※児童会館・ミニ児童会館

児童クラブ実施館（200館中199館）において児童クラブのみ実施（3/7～）

※小・中学校入学受付実施済（4/1）

## (5) その他市有施設

- ① 区役所（10施設）、区民センター（10施設）、保健センター（10施設）、コミュニティセンター（2施設）、まちづくりセンター・地区会館（出張所を含む）（87施設）、地区センター（24施設）：開庁（※3/1～4/14までの貸室の新規利用の申込を中止）

## ② その他施設

- ・保育施設（ちあふる9施設、公立保育所11施設、公設民営保育所3施設）、保育・子育て支援センター（ちあふる9施設）の子育てサロン：開園中
- ・札幌市健康づくりセンター（東、西）：臨時休館（2/28～未定）  
※中央は、検診業務のみ再開（トレーニング室、教室は引き続き休止）
- ・各区老人福祉センター：臨時休館（3/2～未定）
- ・保養センター駒岡：臨時休館（3/2～未定）
- ・若者支援施設（5施設）：ロビースペースの利用休止（3/2～4/14）
- ・市立図書施設（43施設）：一部サービスの開始（予約資料の貸出等 4/1～）  
※46施設中3施設は休館継続中
- ・文化施設等（11施設）：一部の施設において、サービス等を制限し開館（4/1～）
- ・スポーツ施設（体育館（13施設）・プール（9施設）等）：一般開放を再開（4/1～）  
※トレーニングルーム等、採暖室は、一般開放を休止（3/1～）
- ・札幌ドーム：一般開放を休止（3/1～プロ野球・Jリーグ開幕まで）
- ・円山動物園：部分開園（4/1～）※こども動物園等は一部、熱帯雨林館等は全面閉館。
- ・札幌駅前通地下広場（4/1以降も引き続き新規利用の申込を中止）  
※札幌ドームや市民ホール等指定管理施設の利用予定（2/23～3/31）をキャンセルした場合は、施設利用料の返金などを行う。4/1以降の予約分は、主催者から大規模イベントのキャンセル等の申し出があった場合に、施設利用料の返金などを行う。

## ③ 地下鉄・路面電車

- ・地下鉄・市電の全車両の消毒・換気を実施（消毒：3/2～、換気：3/3～）  
※当分の間継続実施
- ・2/29 通学定期券の払い戻し（手数料免除、休校日まで遡及して払い戻し）
- ・地下鉄の車内混雑状況を交通局HPにて公表（3/18～、毎週水曜日更新）

## (6) 産業振興

- ① 市内中小企業（札幌中小企業支援センター内の相談窓口）（4/6現在）  
相談件数（累計）※：4,265件【4/3比+228】（来所1,770件、電話2,495件）
- ② 融資制度（新型コロナウイルス対応支援資金）（4/6現在）  
認定件数（累計）：1,433件【4/3比+92】

【業種】飲食業 369件、小売業 192 件、建設業 184件、運輸業 48 件、  
製造業 22件、電気・ガス・熱供給・水道業 2 件、保険業 4件、  
卸売業 77件、不動産業 58件、宿泊業 43 件、医療・福祉 56件、  
情報通信業26件、教育・学習支援業7件、サービス業345件

③ その他

- ・札幌商工会議所及び関係団体の周知協力の下、市内事業者等に対し、緊急調査を実施中（3/9～）。

- ・宿泊事業者への影響調査（3/6～）

北海道と連携してアンケート調査を実施（3/16、結果公表）

	延べ宿泊者数の減少数	影響額(観光消費の減少額)
北海道	約 900 万人泊	約 3,000 億円
うち札幌市	約 350 万人泊	約 1,200 億円

※3/1時点と同程度の影響が6月まで継続した場合の試算

- ・札幌商工会議所中小企業相談所と連携して休日相談窓口を開設（3/7～3月中の土日祝日、4月以降の開設は未定）

- ・自宅でも利用可能なサービス等を提供する市内事業者等を案内する市公式HPを公開（3/4）

(7) 各種健診及び札幌市主催・共催等イベント等の実施状況

- ・乳幼児健診など各種健診：休止中（母子手帳交付、乳幼児発達相談、5歳児発達相談は継続実施中）
- ・札幌市主催・共催等イベント：原則～3/31まで自粛

3 他機関の対応状況

(1) 国

4月7日 第26回新型コロナウイルス感染症政府対策本部

7都府県(東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡)を対象に、法律に基づく「緊急事態宣言」を発出。対象期間を5月6日までの1か月間とする。

4月3日 厚生労働省発表

- ・「軽症者等の療養に関する対象者等の基本的考え方について」にて、無症状や軽症の感染者を自宅やホテルなどで療養させる方針を示した。加えて、「宿泊療養のマニュアル」「自宅療養中の患者へのフォローアップ及び感染管理対策」も発表。また、退院基準を緩和し、症状改善後24時間後の検査での陰性確認とした。

4月1日 第25回新型コロナウイルス感染症政府対策本部

<総理発言>

- ・文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業に関するガイドライン」を踏まえ、保護者への助成や、放課後児童クラブや学校教室の活用など地域事情に応じた取組への支援継続。
- ・水際対策の更なる強化（49の国と地域の全域について入管法による入国拒否対象地域に追加、入国者に対して14日間の待機及び公共交通機関の使用自粛要請などを実施）
- ・マスク生産設備への投資を支援し、月7億枚を確保見込み。5月から感染者が多い都道府県から順次、布マスクを配布。全国約5000万世帯（一住所当たり2枚）。4月1日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（状況分析・提言）
- ・地域の医療供給体制の強化が近々の課題であるとの見解を公表。いわゆる「医療崩壊」は、オーバーシュートが生じてから起きるものではなく、爆発的感染が起きる前に医療供給体制の限度を超える負担がかかり医療現場が機能不全に陥ることが予想される。医療体制を検討する上での指標等として、①重症者数 ②入院者数 ③利用可能な病床数と、その稼働率や空床数 ④利用可能な人工呼吸器数・ECMO数と、その稼働状況 ⑤医療従事者の確保状況を示した。
- ・3月19日の提言の地域区分について、名称を「感染拡大警戒地域」「感染確認地域」「感染未確認地域」とし、それぞれの地域区分に応じて、学校再開やイベント自粛などの対応を考える方針を示した。

### 3月28日 第24回新型コロナウイルス感染症政府対策本部

- ・特措法に規定する「基本的対処方針」を決定。感染症の対処に関する全般的な方針は以下のとおり。
  - ① 情報提供・共有及びまん延防止策により、各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の提言を図り、感染拡大の速度を抑制する。
  - ② サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、高齢者等を守り、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
  - ③ 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。
  - ④ なお、対策は、感染者の増加に伴い不可逆的に進むものではなく、例えば、地域で感染者が確認された早期の段階で、クラスター等の封じ込め及び接触機会の低減が奏功し、当該地域での感染者の発生が抑制された場合には、強化した対策を適宜適切に元に戻す。
- ・首相より、緊急経済対策として、以下5本柱の措置を講じることを明言。

- ① 感染拡大防止策の充実や医療提供体制の整備、治療薬の開発
  - ② 雇用の維持と事業の継続（中小事業者向けに新しい給付金制度創設）
  - ③ 官民を挙げた経済活動の回復（観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業を対象とした、官民一体型のキャンペーンとして大規模な支援策を展開）
  - ④ 強靱な経済構造の構築（生産拠点の国内回帰支援等のサプライチェーン対策やテレワークなど ICT 活用による経済の強靱化・効率化の推進）
  - ⑤ 今後の感染状況への備え（感染症対策に関する予備費を創設）
- 3月26日 改正新型インフル特措法に基づく政府対策本部設置  
同 第23回新型コロナウイルス感染症対策本部
- ・特措法に基づく「基本的対処方針」の策定を関係省庁へ指示。
  - ・水際対策の更なる強化（欧州21か国及びイランの全域を入管法による入国拒否対象地域に追加するほか、検疫の強化などを実施）
- 3月25日 外務省発表
- ・全世界に対する危険情報をレベル2に引き上げ、不要不急の渡航自粛を要請
- 3月24日 文部科学省発表
- ・「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」を公表
- 3月23日 第22回新型コロナウイルス感染症対策本部
- ・米国全域からの入国者に対して、検疫所長の指定する場所で14日間待機及び国内における公共交通機関の使用自粛を要請（期間：3/26以降、当面の間、4月末日まで）
- 3月20日 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部
- ・専門家会議の見解を踏まえ、以下2点に取り組むことを明言。
    - ① 感染の連鎖を断ち切るためのクラスター対策の抜本的な強化
    - ② 感染者の急増に備え、重症者への医療に重点を置く医療提供体制の整備
  - ・小中高の再開に向けた、具体的な方針の取りまとめを文部科学省へ指示。
  - ・全国規模の大規模イベント等の開催は、専門家会議の見解を踏まえ、引き続き主催者がリスクを判断して慎重に対応すること。今後は、「多くの人に参加する場での感染対策の在り方の例」も参考にするよう指示。
- 3月19日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- ・これまでの以下3本柱の基本戦略を維持、必要に応じて強化し、速やかに行われなければならない旨の見解を公表。



- ① クラスター（患者集団）の早期発見・早期対応
  - ② 患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保
  - ③ 市民の行動変容
- ・北海道の感染状況と対策効果について、「一定程度、新規感染者の増加を抑えられたが、依然として流行は明確に収束に向かっておらず憂慮すべき状態が続いている。また、北海道知事による緊急事態宣言は、道民の日常生活行動を変容させ、事業者の迅速な対策などにより、急速な感染拡大防止の観点からみて一定の効果があった」と評価。
- 3月18日 第20回新型コロナウイルス感染症対策本部  
首相、以下の措置を講じることを明言。
- ・返済免除特約付き緊急小口資金等の特例の拡大
  - ・公共料金の支払猶予等
  - ・国税・社会保険料の納付猶予等
  - ・地方税の徴収猶予等
- 3月18日 厚生労働省発表
- ・小学校休業等対応助成金・支援金の申請受付の開始を発表（～6/30まで）。
- 3月17日 厚生労働省発表
- ・人口に占める患者数の割合が大きい地域（札幌市、旭川市を含む35市町村）の介護施設等に対してマスクを優先配布することを公表。3/19以降、1週間程度で配布予定。
- 3月14日 新型インフルエンザ等対策特別措置法改正法施行  
同 首相会見
- ・改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について、「現時点で宣言する状況ではない」と表明。宣言の要件については「判断は専門家の意見を伺いながら、慎重に行う」と述べた。
- 3月12日 厚生労働省発表
- 小学校等の臨時休業に対応する保護者支援等に関するコールセンター設置  
(学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター0120-60-3999)
- 3月10日 厚生労働省発表
- ・中富良野町、北見市へのマスク追加配布は、3/12以降、実施予定と公表
  - ・加えて、人口に占める患者数の割合が特に大きい地域として、せたな町、美瑛町、木古内町、知内町へ優先配布することとし、3/12以降、約40枚程度のマスク配布を公表。
- 3月10日 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部

- ・全国規模のイベントの実施自粛要請について、専門家会議の判断が示されるまでの間、今後おおむね10日間程度の延長を求める」と表明。
- ・感染拡大防止や雇用維持などを支援する緊急対策第2弾を決定。

#### 3月7日 第18回新型コロナウイルス感染症政府対策本部

- ・放課後児童クラブや学校教室の活用など地域の実情に応じて実施する取組についても全額国費で支援するほか、学校給食の休止の影響についても、きめ細かな支援を行うと表明。
- ・日本政策金融公庫等において、特別貸付制度を創設し、売上が急減した個人事業主を含む中小・小規模事業者に対して、実質無利子・無担保の融資を行い、第1弾の緊急対応策で講じた5,000億円の資金繰り対策も含め、遡って適用すると明言。
- ・民間金融機関における貸出条件変更等、支援への取組状況のモニタリングを関係省庁に対して指示
- ・第2弾の緊急対応策として、①感染拡大防止策と医療提供体制の整備、②学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応、③事業活動の縮小や雇用への対応、④事態の変化に即応した救急措置等、を柱として、10日に取りまとめを目指し、各省における施策の具体化を加速させる旨明言。

#### 3月4日 厚生労働省発表

- ・中富良野町及び北見市への配達について、初回配布は7枚入り1パック（大人用）とし、残りの30枚程度は、マスクを確保次第、配布することを発表。

#### 3月3日 菅官房長官会見

- ・臨時休校対策としての保護者への休業補償について、フリーランス及び個人事業主は対象外とし、希望者には有利な条件で融資を受けられることとする旨説明。

#### 3月3日 厚生労働省発表

- ・中富良野町及び北見市に対してマスクの配布を決定。  
(1世帯当たり約40枚、日本郵政の配達網により、6日～順次各家庭に配布)

#### 3月1日 第16回新型コロナウイルス感染症対策本部

- ・道内自治体向けにマスク配布することを明言。  
(国内生活安定緊急措置法に基づき、国がメーカーから一括買取の上実施。)

#### 2月29日 総理会見

- ・小中高校の臨時休校要請に対する理解を求める。
- ・保護者の休職に伴う所得の減少に対応する助成金制度創設を明言

#### 2月25日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」策定

## (2) 北海道

4月7日 第4回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催同 知事会見

- ・ 来道者向けに来道後2週間の外出自粛要請をするとともに、チラシやポスターにより、注意喚起を行う。
- ・ 「外出自粛要請の判断指標の考え方」として、次の3つの指標を示した。  
「①新規感染者が連続して二桁の日が発生」「②直近1週間とその前データ  
(新規感染者、リンク不明数等)を比較し、増加基調を確認」「③①の新規感染者多数がリンク不明」
- ・ 4月8日から5月6日を集中対策期間と定め、手洗いと咳エチケットの徹底、  
外出する際の3つの事項の確認、集団感染の要因となる「3つの密」を避ける  
取組の徹底を図る。

## 4月3日 第3回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催

- ・ 4月2日付けにて、退院基準の変更、自宅や宿泊施設での療養に関する運用、  
感染管理対策やフォローアップの在り方が示された。現時点において自宅療  
養や宿泊療養を原則としなければならない状況ではないが、検討・準備を開  
始する。約300床の入院受入体制は確保済み。
- ・ 感染拡大が顕著となっている東京や大阪などへの不要不急な往来の自粛を要  
請。

## 4月2日 第2回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催

## 同 知事会見

- ・ 学校の再開については、リンクなしの感染者数と帰国者・接触者外来の受診  
者数の急激な増加が確認されていないことから、「感染確認地域」に該当す  
ると判断し、予定通り再開することが適切であると判断。札幌圏などの都市  
部においては、通勤と分離するため時差通学を実施する。

## 4月1日 知事会見（転出入時期における注意喚起）

## 3月27日 第1回北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催

## 同 知事会見

- ・ 道立施設や道主催のイベント等の再開に係る考え方を公表。感染拡大防止措  
置を講じた上で、道立施設では、札幌市内にある北海道知事公館や三岸好太  
郎美術館、真駒内公園などを4/1から再開。

## 3月26日 改正新型インフル特措法に基づく北海道対策本部設置

- ・ 特措法に基づく政府対策本部の設置を受けて、「北海道感染症危機管理対策  
本部」から、「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部」へ移行。

3月24日 第12回道感染症危機管理対策本部会議開催

- ・医療体制の強化と経済対策を2本柱とした、新型コロナウイルス対策の補正予算案を発表

3月18日 第11回道感染症危機管理対策本部会議開催

同 知事会見

- ・緊急事態宣言を予定どおり3/19に終了し、新たなステージへの移行を公表。  
(週末の外出時における注意喚起の継続)
- ・宣言の結果として、以下2点を評価。
  - －医療崩壊を起こすような急激な患者の増加は生じず、宣言当初に恐れていた状況には至らず済んでいること。
  - －緊急事態の期間中に、検査体制や病床の確保など必要な体制強化を図るとともに、必要な情報の蓄積により、新型コロナウイルスと戦う体制を整えることができたこと。

3月12日 知事会見 (週末の外出時における注意喚起)

3月10日 第10回道感染症危機管理対策本部会議開催

緊急事態宣言 (2/28～3/19) を延長するか否かについて、「今週の患者の発生状況などを踏まえ、20日以降の対応を検討・判断する」との考えを表明。

3月5日 知事会見 (週末の外出時における注意喚起)

2月29日 内閣総理大臣への緊急要望

2月28日 緊急事態宣言 (道民へ不要不急の外出控えるよう指示)

#### 4 その他

##### (1) 市民・企業への呼びかけ

###### 【市長】

- ・市民の皆様への市長メッセージを発出 (2/22、3/1、3/18)

###### 【総務局】

- ・来庁せずにできる手続き、期限を延長する手続きについて市HPに掲載 (3/9)
- ・菊水分庁舎への出入業者 (21社) に対して、マスク着用や体調管理徹底等を依頼 (2/25)

###### 【まちづくり政策局】

- ・市内各大学及び短期大学 (17大学) に対して、感染拡大防止に向けた対策について、学生へ周知するよう依頼 (3/3、3/27)

###### 【財政局】

- ・市税事務所HPでの郵送や電話による手続きや相談の推奨（2/25、3/10、3/24）

**【市民文化局】**

- ・新型コロナウイルスに乗じた詐欺・悪質商法に関して注意喚起（2/21、3/10）

**【保健福祉局】**

- ・国民年金保険料の免除申請について郵送対応可能である旨市HPに掲載（3/12）
- ・子ども医療費助成、重度心身障がい者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成の申請・届出について郵送対応可能である旨市HPで周知（3/11）
- ・特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等の請求・届出について郵送対応開始（3/9）
- ・おとしより憩いの家の開館可否について検討を依頼（2/26以降）
- ・老人クラブ、老人クラブ連合会あてイベント開催可否の検討を依頼（2/25以降）
- ・社会福祉施設等における感染症対策について随時注意喚起を実施

**【子ども未来局】**

- ・認可保育施設等を通じ、専門家会議の見解を踏まえた、当分の間の可能な限りの家庭保育への協力を保護者に依頼（3/11）
- ・児童手当・児童扶養手当・災害遺児手当の請求・届出及び認可保育所等の入所申請等について郵送対応可としたほか、ひとり親家庭自立支援給付金等の手続き期限を一部延長（3/9）
- ・幼保連携型・幼稚園型認定こども園へ、可能な限りの家庭での保育協力依頼を基本としつつ、家庭での保育が難しい子どもへの配慮を依頼（3/5）
- ・一時預かり事業の実施施設へ、事業の継続的な実施を依頼（3/5）
- ・児童会館・ミニ児童会館について、可能な限りの家庭保育の協力依頼に関し、指定管理者を通じて保護者へ周知（3/3）
- ・認可保育施設等へ、感染拡大防止策の徹底と、可能な限りの家庭保育の協力について、保護者への周知を依頼（3/3）

**【経済観光局】**

- ・ライブバー従業員の感染確認に伴う関係団体へ感染拡大につながる活動自粛等の配慮要請（3/9）
- ・各経済団体及び業界団体へ感染拡大につながる活動自粛等の配慮要請（市長より札幌商工会議所会頭へ要請書手交）（3/3）
- ・各経済団体及び業界団体へ従業員の休暇取得環境の整備について配慮要請（2/27）
- ・中央卸売市場内事業者に新型コロナウイルス感染症への対応について通知を発送（1/30以降随時）

**【建設局】**

- ・道路維持除雪共同企業体等に新型コロナウイルス感染症の拡大防止等に向けた適切な措置を依頼（3/5）

**【都市局】**

- ・来庁せずにできる手続き（郵送等により申請等が可能な手続き）がある旨について市都市局HPに掲載（3/11）

**【水道局】**

- ・感染症の影響による上下水道料金の支払いに関する相談窓口や、感染症に関連した水道水の安全性について市水道局HPで周知（3/2、3/24）

**【交通局】**

- ・感染防止に向けたポスター等の掲出（地下鉄、路面電車、駅構内ほか）

**【消防局】**

- ・来庁せずにできる手続きについて市消防局HPに掲載（3/6）

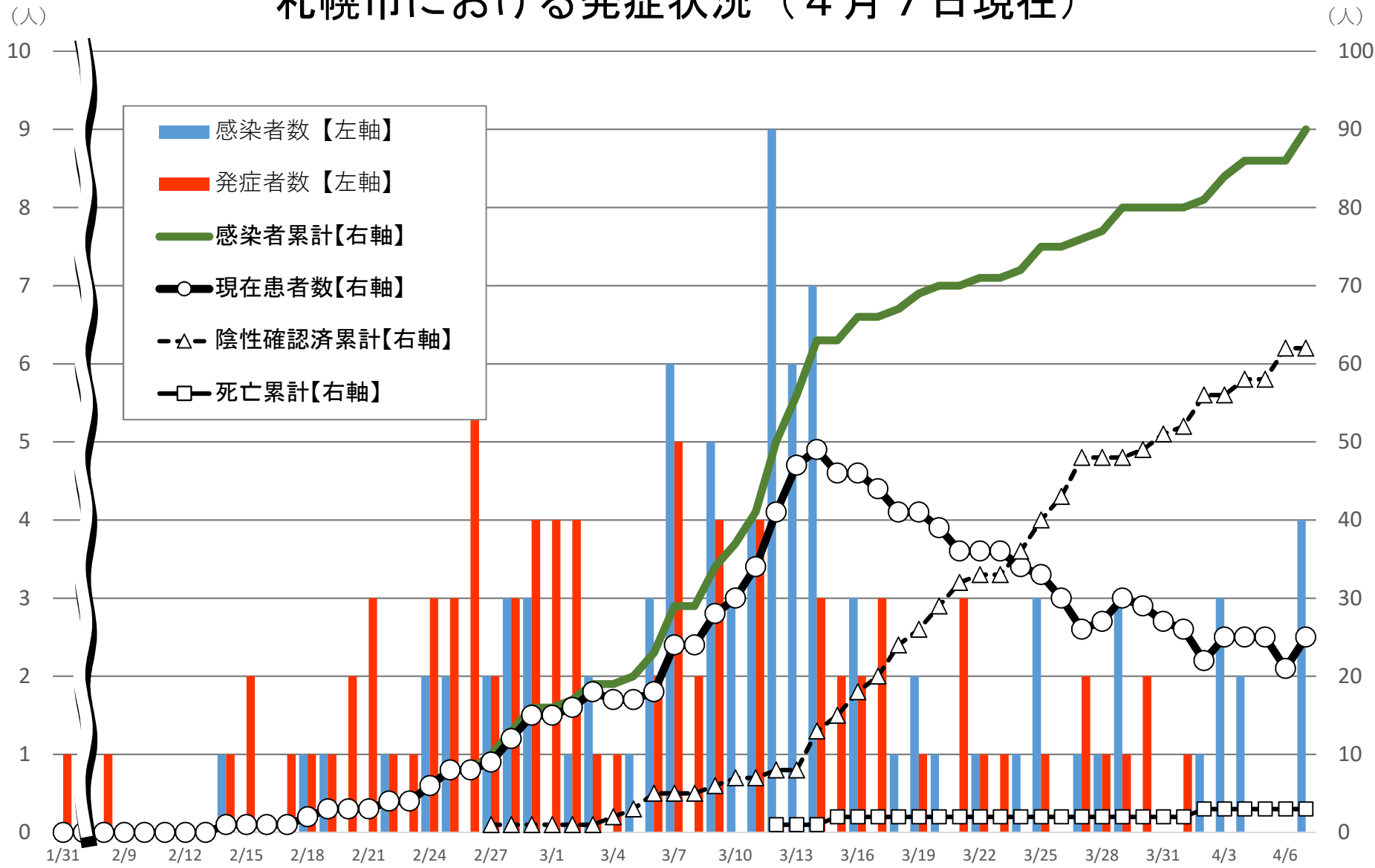
**【病院局】**

- ・新型コロナウイルス感染症への対応について市病院局HPに掲載（3/13）
- ・院内感染防止の更なる対策強化のため、市立札幌病院における面会を、原則禁止から全面的に禁止に変更することを市病院局HPに掲載（3/23）

**(2) 市民生活への支援**

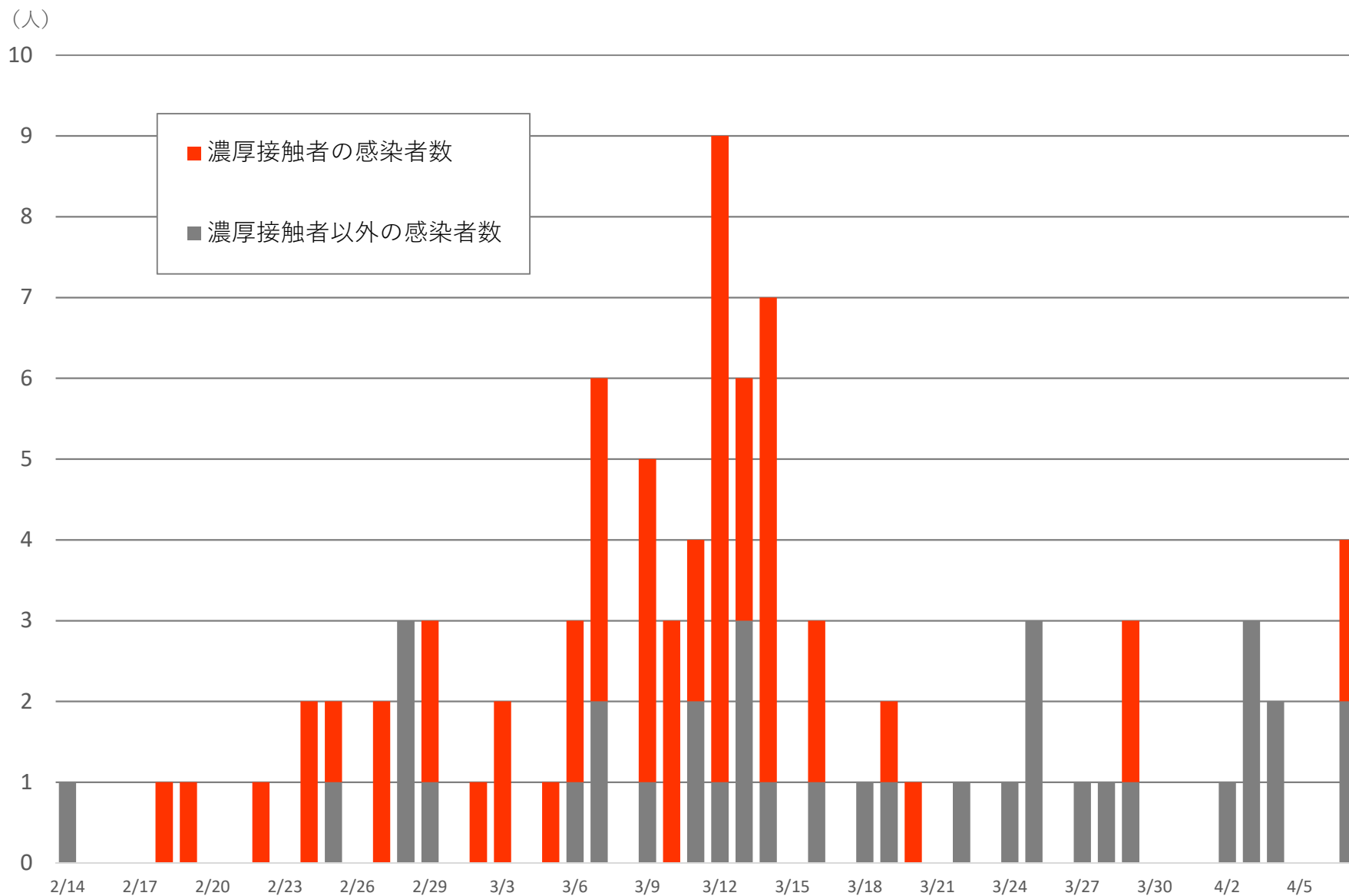
- ・トイレットペーパーやティッシュペーパー等について、過度な買い占めを控えるよう、市HPやSNSで情報発信（3/2）
- ・生活関連商品について価格調査を実施
- ・聴覚に障がいのある方を対象とした厚労省相談窓口のFAX番号を紹介した手話動画の市HP公表（2/25）

# 札幌市における発症状況（4月7日現在）



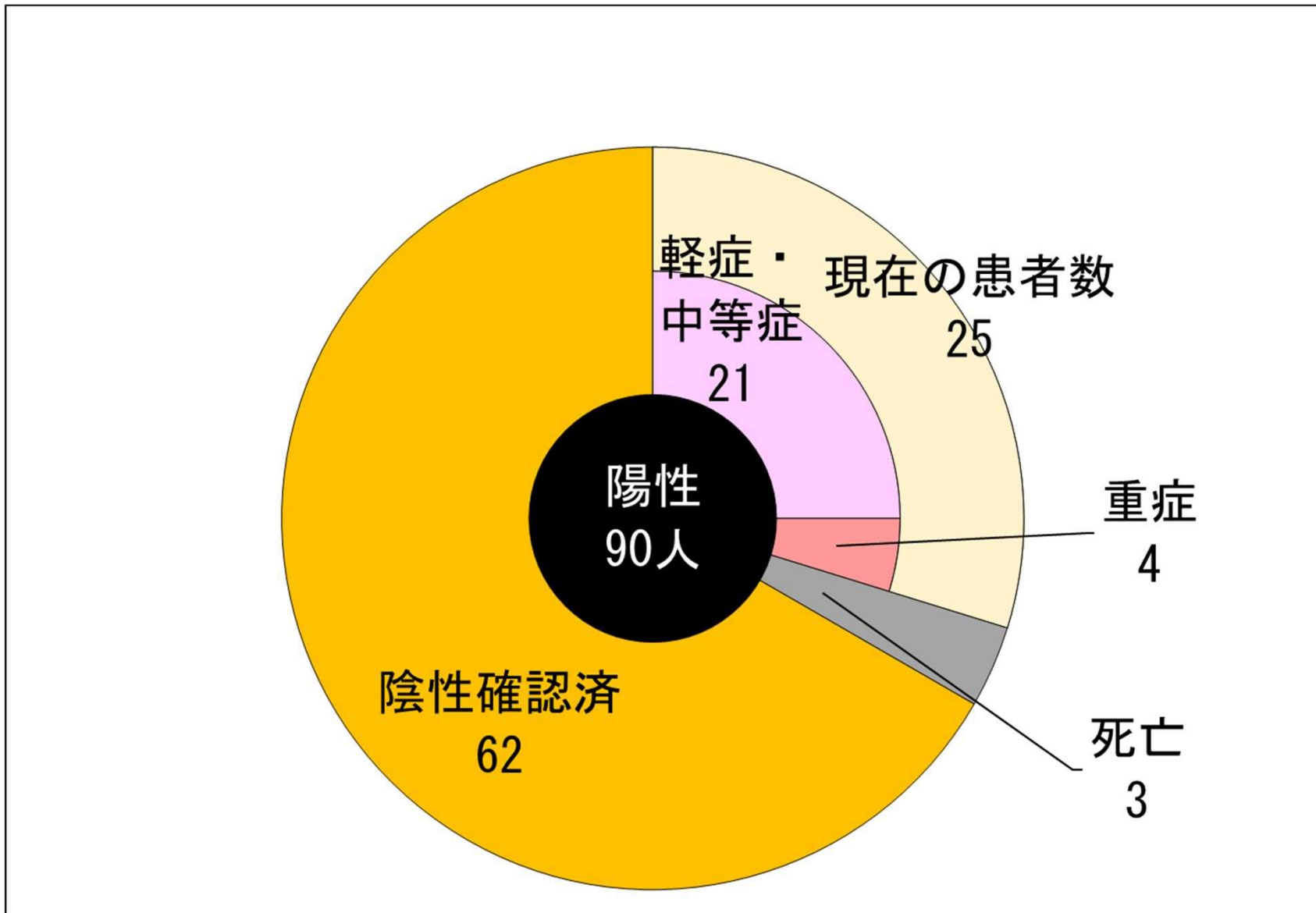
※発症者数には調査中等のため未計上分あり

# 札幌市における感染者状況（濃厚接触の有無別）（4月7日現在）

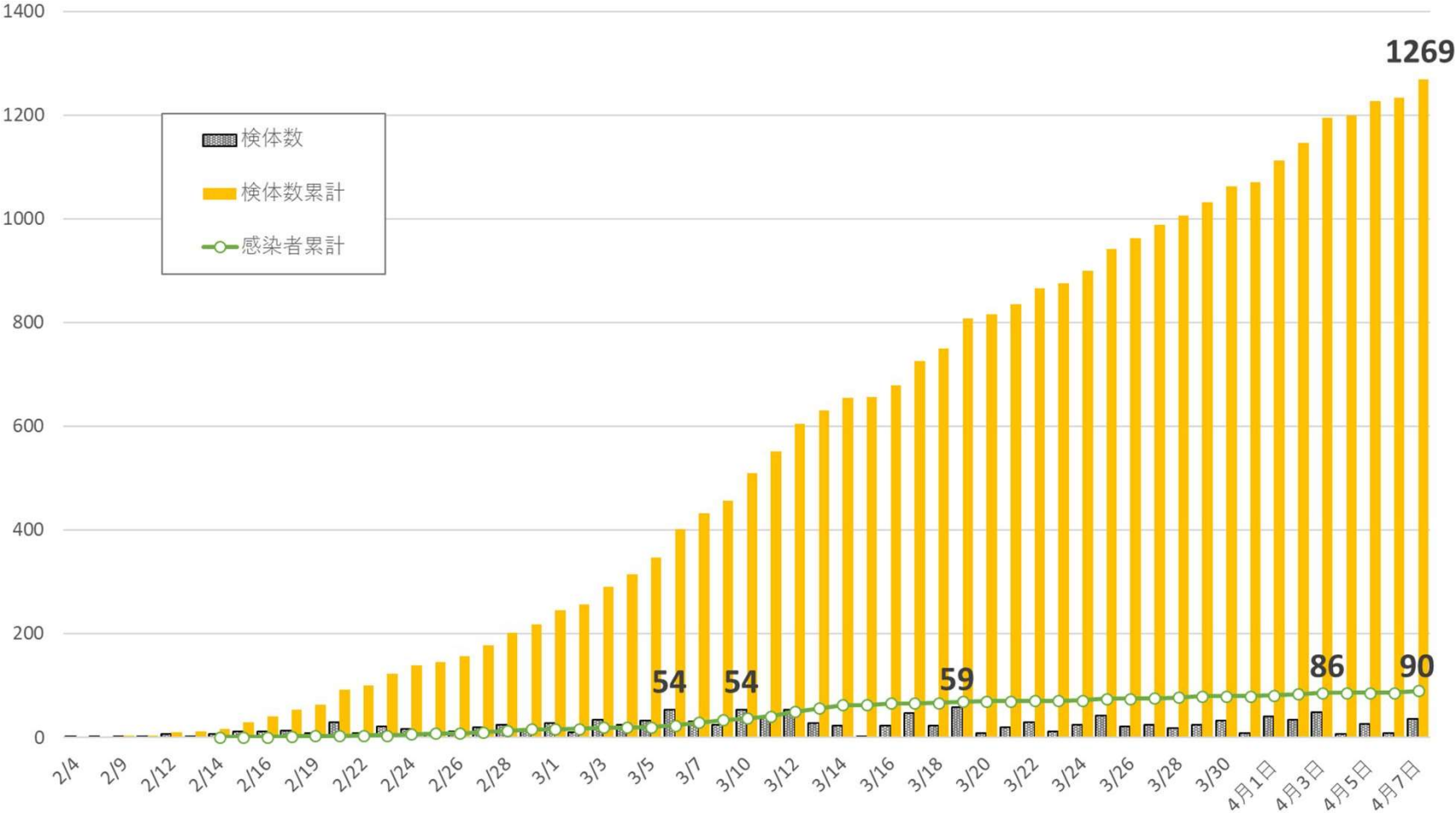




# 札幌市における陽性者の状況（4月7日現在）



# PCR検査状況（4月7日現在）



直近一週間ごとの患者等の状況

〈3月18日～24日〉

6	新規感染者数	
	リンクあり	リンクなし
	2	4

帰国者・接触者 外来受診者数
41

〈3月25日～3月31日〉

8	新規感染者数	
	リンクあり	リンクなし
	2	6

帰国者・接触者 外来受診者数
62

〈4月1日～4月7日〉

10	新規感染者数	
	リンクあり	リンクなし
	2	8

帰国者・接触者 外来受診者数※
70

※4月7日分未反映

各都道府県

新型コロナウイルス感染症対策担当部局 宛

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対策に関する  
新型インフルエンザ等緊急事態宣言等について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言という」。）がされるとともに、同条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が改正されましたので、別紙1及び2のとおりお知らせします。

各都道府県におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、管内市町村及び指定地方公共機関への周知を図る等の対応をお願いします。

併せて、全ての市町村長は、同法第34条第1項の規定に基づき、「市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。」こととされていますので、市町村に対してその旨周知徹底をお願いいたします。

また、お忙しいところ恐縮ですが、市町村対策本部の設置状況について、別紙3の報告様式に記載のうえ、4月8日（水）までに下記連絡先までご連絡いただきますようお願いいたします。

（別紙1）新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

（別紙2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年4月7日改正）

（別紙3）報告様式

（照会先）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室  
企画第2担当 松浦・宮内・石橋・佐藤

直通 03 (6257) 3086

FAX 03 (3501) 3973

e-mail g.sinnngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp

ryuta.matsuura.j2p@cas.go.jp

fumi.miyauchi.c5b@cas.go.jp

megumi.ishibashi.k5i@cas.go.jp

mei.sato.u4k@cas.go.jp

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

令和2年4月7日  
新型コロナウイルス感染症  
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症（同法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に関する緊急事態が発生した旨を宣言する。

### 記

#### (1) 緊急事態措置を実施すべき期間

令和2年4月7日から5月6日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

#### (2) 緊急事態措置を実施すべき区域

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域とする。

#### (3) 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

## 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和 2 年 3 月 28 日 (令和 2 年 4 月 7 日改正)

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。しかしながら、国内において、感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生し、一部の地域で感染拡大が見られてきたところであり、この状況を踏まえ、令和 2 年 3 月 26 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。)附則第 1 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により読み替えて適用する法第 14 条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、法第 15 条第 1 項に基づく政府対策本部が設置された。

国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要である。

そのうえで、まずは、「三つの密」を避けることをより一層推進し、さらに、積極的疫学調査等によりクラスター(患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。)の発生を封じ込めることが、いわゆるオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大(以下「オーバーシュート」という。)の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには重要である。

また、必要に応じ、外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせることで実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、上記の封じ込めを図るためにも、また、医療提供体制を崩壊させないためにも、重要である。

あわせて、今後、国内で感染者数が急増した場合に備え、重症者等への対

応を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整えるよう準備することも必要である。

既に国内で感染が見られる新型コロナウイルス感染症に関しては、次項「一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実」に示すとおり、

- ・ 肺炎の発生頻度が、季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあること、
- ・ 感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況であること

が、総合的に判断できる。

このようなことを踏まえて、令和2年4月7日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長は法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和2年4月7日から令和2年5月6日までの29日間であり、緊急事態措置を実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県である。なお、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、期間内であっても速やかに緊急事態を解除する。

緊急事態の宣言は、新型コロナウイルス感染症の現状とともに、これまでの課題に照らし合わせて、法に基づく各施策を用いて感染拡大を防ぐとともに、この宣言の下、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、基本的な感染予防の実施や不要不急の外出の自粛、後述する「三つの密」を避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することが必要である。

実効性のある施策を包括的に確実かつ迅速に実行するにあたってはクラスター対策を行う体制の強化や医療提供体制の確保が喫緊の課題であり、これまでの施策を十分な有効性を持たせて実施していくとともに、特に不要不急の外出など外出自粛の要請等を強力に行い、人と人との接触を徹底

的に低減することで、必要な対策を実施することとする。

こうした対策を国民一丸となって実施することができれば、現在拡大している感染を収束の方向に向かわせることが可能である。具体的には、国民においては、不要不急の外出を避けること、「三つの密」や夜の街を極力避けること、事業者においては、業務継続計画（BCP）に基づき、出勤者の4割減少はもとより、テレワークなどを活用することで、さらに接触の機会を減らすことを協力して行っていく必要がある。30日間に急速に収束に向かわせることに成功できたとすれば、数理モデルに基づけば、80%の接触が回避できたと判断される。なお、政府としては、緊急事態を宣言しても、社会・経済機能への影響を最小限に留め、諸外国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は実施しない。

本指針は、国民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握し、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、今後講じるべき対策を現時点で整理し、対策を実施するにあたって準拠となるべき統一的指針を示すものである。

なお、新型コロナウイルス感染症は新型インフルエンザとはウイルスも病態も異なる感染症であることから、政府としては、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の意見をくみ取りつつ、協力して直ちに対策を進めていくこととする。

## 一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、4月6日までに、合計44都道府県において合計3,817人の感染者、80人の死亡者が確認されている。特に、最近の状況としては、感染経路が特定できていない感染者が40.6%（令和2年4月4日現在、4月1日までの状況）を占める状況となっている。このことは、クラスターとして感染が見られてきた特定の場所での感染に加え、これまで限定的であった日常生活の中での感染のリスクが徐々に増大し始めていることを意味する。



国内の感染状況については、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）の見解として、今のところ諸外国のような、オーバーシュートは見られていないが、都市部を中心にクラスター感染が次々と報告され、患者数が急増し、そうした中、医療供給体制がひっ迫しつつある地域が出てきており、医療供給体制の強化が喫緊の課題となっていると状況分析されていたところであるが、特に3月16日から4月1日にかけて、報告された感染者数は817人から2,299人と急増し、倍化時間（2倍になるまでの時間）は4.0日、感染経路の不明な患者数は40.6%となっている。専門家会議では、繁華街の接客を伴う飲食店等のクラスターの存在が指摘されており、院内感染や高齢者・福祉施設内感染とともに、大きな問題となっている。また、無症候又は症状の明確でない者から感染が広がるおそれがあるとの専門家の指摘も存在する。

一方で、海外の状況としては、新型コロナウイルス感染症が発生している国は、南極大陸を除く全ての大陸に広がっており、イランや欧米ではオーバーシュートの発生も確認されている。こういった状況の中で、本年3月中旬から下旬にかけて、海外において感染し、国内に移入したと疑われる感染者が増加した。これらの者が国内で確認された感染者のうちに占める割合も13%（3月11日－3月18日）から29%（3月19日－3月25日）に増加し、最大で37%を超える日もあったが、水際対策の強化の結果、現在は一定程度に収まっている。しかし、移入元の国については、流行当初は中華人民共和国に集中していたものの、現在では欧米を中心に拡大しており、輸入症例の広域化の影響を受けている。

国内の医療提供体制としては、感染者の急激な増加が見られる東京都と大阪府では、既に重症者等に対する入院医療の提供体制に支障をきたすおそれがあると判断し、入院治療が必要ない軽症者を宿泊施設での療養に切り替える旨発表している。また、東京都に隣接し、感染者数が200人を超える神奈川県も入院医療の切替えを行う方針であり、大都市圏を中心に医療提供体制のひっ迫が現実のものとして現れ始めている。

都道府県別の動向としては、特に東京都及び大阪府において、報告され

た累積感染者数が令和2年4月6日現在、それぞれ400人以上（東京都1,123人、大阪府429人）、過去1週間の倍化時間も7日未満（東京都5.0日、大阪府6.6日）となっており、感染者数のさらなる急増の危険性がある。さらに、その近隣府県としては、埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、京都府において累積感染者数が100人を超えており、そのうち、京都府を除く全ての府県で、感染経路が不明の感染者がほぼ半数を超えている。さらに、福岡県については、累積報告数が100人以上となっており、倍化時間が約3日と急速な感染の広がりが見られ、感染経路の不明な症例の割合が7割を占めている状況にある。このように、東京都及び大阪府、埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、福岡県については、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある。

なお、これら7都府県以外の都道府県においても、今回の感染拡大防止のための取組は政府、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって行うものであることを踏まえ、地域の実情を踏まえつつ、迅速かつ適切に感染拡大防止のための措置を講ずることが必要である。

新型コロナウイルス感染症については、下記のような特徴がある。

- ・ 一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。また、無症候の者からの感染の可能性も指摘されている。一方、人と人との距離をとること（Social distancing; 社会的距離）により、大幅に感染リスクが下がるとされている。
- ・ 集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことには

リスクが存在すると考えられる。激しい呼吸や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されている。

- ・ 現在のところ、感染が拡大している地域であっても、多くの場合、ライブハウス、スポーツジム、医療機関、さらに最近になって繁華街の接客を伴う飲食店等におけるクラスターでの感染拡大が中心であり、限定的に日常生活の中での感染のリスクが生じてきているものの、広く市中で感染が拡大しているわけではないと考えられる。
- ・ 世界保健機関（World Health Organization: WHO）によると、現時点において潜伏期間は1-14日（一般的には約5日）とされており、また、厚生労働省では、これまでの新型コロナウイルス感染症の情報なども踏まえて、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしている。
- ・ 新型コロナウイルスに感染すると、発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多いことが報告されている。
- ・ 中国における報告（令和2年3月9日公表）では、新型コロナウイルス感染症の入院期間の中央値は11日間と、季節性インフルエンザの3日間よりも、長くなることが報告されている。
- ・ 罹患しても約8割は軽症で経過し、また、感染者の8割は人への感染はないと報告されている。さらに入院例も含めて治癒する例も多いことが報告されている。
- ・ 重症度としては、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高いことが報告されている。中国における報告（令和2年2月28日公表）では、確定患者での致死率は2.3%、中等度以上の肺炎の割合は18.5%であることが報告されている。季節性インフルエンザに関しては、致死率は0.00016%-0.001%程度、肺炎の割合は1.1%-4.0%、累積推計患者数に対する超過死亡者数の比は約0.1%であることが報告されている。このように新型コロナウイルス感染症における致死率及び肺炎の割合は、季節性インフルエンザに比べて、相当程度高いと考えられる。また、特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリ

スクが高いことも報告されており、医療機関や介護施設等での院内感染対策、施設内感染対策が重要となる。上記の中国における報告では、年齢ごとの死亡者の割合は、60歳以上の者では6%であったのに対して、30歳未満の者では0.2%であったとされている。

- ・ 感染症法第12条に基づき、令和2年3月31日までに報告された患者における、発症日から報告日までの平均期間は9.0日であった。
- ・ 現時点では、有効性が確認された特異的な抗ウイルス薬やワクチンは存在せず、治療方法としては対症療法が中心である。なお、現時点ではワクチンが存在しないことから、新型インフルエンザ等対策政府行動計画に記載されている施策のうち、予防接種に係る施策については、本基本的対処方針には記載していない。その一方で、治療薬については、いくつか既存の治療薬から候補薬が出てきており、患者の観察研究等が進められている。

## 二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- ・ 情報提供・共有及びまん延防止策により、各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。
- ・ サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ・ 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。
- ・ なお、対策は、感染者の増加に伴い不可逆的に進むものではなく、例えば、地域で感染者が確認された早期の段階で、クラスター等の封じ込め及び接触機会の低減が奏功し、当該地域での感染者の発生が抑制された場合には、強化した対策を適宜適切に元に戻す。

## 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

### (1) 情報提供・共有

- ① 政府は、以下のような、国民に対する正確で分かりやすく、かつ状況

の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。

- ・ 発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供。
- ・ 国民にわかりやすい疫学解析情報の提供。
- ・ 手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底。
- ・ 風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。
- ・ 感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、予め電話で相談することが望ましいことの呼びかけ。
- ・ 厚生労働省が作成する「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方」をわかりやすく周知。
- ・ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
- ・ 室内で「三つの密」を避ける。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促す。飲食店等においても「三つの密」のある場面は避けること。
- ・ 従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
- ・ 家族以外の多人数での会食を避けること。
- ・ 今回の対策では、「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は政府として実施しないことを周知し、国民の落ち着いた対応（不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避及び買い占めの防止）の呼びかけ。

② 政府は、広報担当官を中心に、官邸のウェブサイトにおいて厚生労働省等の関係省庁のウェブサイトへのリンクを紹介するなどして有機的に連携させ、かつ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等の媒体も積極的に活用することで、迅速かつ積極的に国民等への情報発信を行う。

③ 政府は、民間企業等とも協力して、情報が必ずしも届いていない層に十

分な情報が行き届くよう、丁寧な情報発信を行う。

- ④ 厚生労働省は、感染症の発生状況やクラスターの発生場所、規模等について迅速に情報を公開する。
- ⑤ 外務省は、全世界で感染が拡大していることを踏まえ、各国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑥ 政府は、検疫所からの情報提供に加え、企業等の海外出張又は長期の海外滞在のある事業所、留学や旅行機会の多い大学等においても、帰国者への適切な情報提供を行い、渡航の是非の判断・確認や、帰国者に対する2週間の外出自粛の要請等の必要な対策を講じるよう周知を図る。
- ⑦ 政府は、国民、在留外国人、外国人旅行者及び外国政府への適切かつ迅速な情報提供を行い、国内でのまん延防止と風評対策につなげる。
- ⑧ 地方公共団体は、政府との緊密な情報連携により、様々な手段により住民に対して地域の感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行う。
- ⑨ 政府は、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に基づく「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえた対応を行う。地方公共団体も、これに準じた対応に努める。

## (2) サーベイランス・情報収集

- ① 地方公共団体は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施する。
- ② 厚生労働省は、感染が急速に拡大する中で、必要な検査ができるよう、地方衛生研究所や民間の検査機関等の関係機関における検査体制の一層の強化を図る。また、都道府県は、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、PCR等検査の実施体制の把握・調整等を図り、民間の検査機関等を活用する。
- ③ 都道府県別にPCR等検査の実施人数や陽性者数、陽性率等の分析結果を定期的に公表する。

- ④ 厚生労働省は、感染症法第 12 条に基づく医師の届出とは別に、国内の流行状況等を把握するため、既存のサーベイランスの効果的な利用やさらに有効なサーベイランスの仕組みを構築する。仕組みの構築に当たっては現場が混乱しないように留意する。
- ⑤ 文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図る。
- ⑥ 政府は、迅速診断用の簡易検査キット等の開発を引き続き可及的速やかに進める。

### (3) まん延防止

- ① 令和 2 年 4 月 7 日の緊急事態宣言は、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、これまでの施策をさらに加速させることを目的として行うものである。接触機会の低減に徹底的に取り組めば、事態を収束に向かわせることが可能であり、以下の対策を進めることにより、最低 7 割、極力 8 割程度の接触機会の低減を目指す。一方で、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、法第 5 条の規定を踏まえ、その制限は必要最小限のものでなければならないことから、特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）は、まん延の防止に関する措置として、まずは法第 45 条第 1 項に基づく外出の自粛等について協力の要請を行うものとする。その上で、都道府県による法第 24 条第 9 項に基づく施設の使用制限の要請を行い特定都道府県による法第 45 条第 2 項から第 4 項までにに基づく施設の使用制限の要請、指示等を行うにあたっては、特定都道府県は、国に協議の上、必要に応じ専門家の意見も聞きつつ、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極めた上で行うものとする。政府は、新型コロナウイルス感染症の特性及びまん延の状況を踏まえ、施設の使用制限の要請、指示等の対象となる施設等の所要の規定の整備を行うものとする。
- ② 都道府県は、クラスターが発生しているおそれがある場合における当該クラスターに関係する催物（イベント）や「三つの密」のある集まりについては、開催の自粛の要請等を強く行う。特に、全国的かつ大

規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。また、感染が拡大傾向にあり、オーバーシュートの予兆がみられるなどの地域では、期間を示した上で、外出や催物の開催の自粛の要請等について迅速に行う。一方、感染が収束に向かい始めた場合には、感染拡大のリスクの低い活動から自粛の要請の解除を行うこととする。

- ③ 特定都道府県は、法第 24 条第 9 項及び法第 45 条第 2 項に基づき、感染の拡大につながるおそれのある催物（イベント）開催の制限の要請等を行う。これに関連し、国及び地方公共団体間で緊密に情報共有や連携を行うものとする。これらの場合における要請等に当たっては、第 1 段階として法第 24 条第 9 項による協力の要請を行うこととし、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第 2 段階として法第 45 条第 2 項に基づく要請、次いで同条第 3 項に基づく指示を行い、これらの要請及び指示の公表を行うものとする。
- ④ 特定都道府県は、法第 45 条第 2 項に基づく要請等を行う場合、その実施状況を適切に把握できるよう、職員体制をはじめ所要の環境整備を行う。
- ⑤ 都道府県及び市町村は、まん延防止策として、「三つの密」を避けることを徹底させるとともに、クラスター対策及び接触機会の低減を、地域での感染状況及び医療提供体制を踏まえて、的確に打ち出す。
- ⑥ 地方公共団体は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を正確に把握する。このため、保健所の体制強化を図る。
- ⑦ 特定都道府県は、地域の特性に応じた実効性のある緊急事態措置を講じる。特定都道府県は、緊急事態措置を講じるにあたっては、法第 5 条を踏まえ、必要最小限の措置とするとともに、講じる措置の内容及び必要性等について、住民に対し丁寧に説明する。特定都道府県は、緊急事態措置を実施するにあたっては、法第 20 条に基づき政府対策本部と密接に情報共有する。



政府対策本部は、専門家の意見をききながら、必要に応じ、特定都道府県と総合調整を行う。

- ⑧ 特定都道府県は、緊急事態措置について、罰則を伴う外出禁止の措置や都市間の交通の遮断等、諸外国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策とは異なるものであることを、政府と協力しつつ、住民に対し周知する。加えて、特定都道府県は、緊急事態措置を講じること等に伴い、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から、極力避けるよう、また、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないように、住民に冷静な対応を促す。
- ⑨ 特定都道府県は、必要に応じ、期間及び区域を示したうえで、まずは、法第45条第1項に基づく外出の自粛要請を行う。基本的対処方針等諮問委員会の意見も踏まえ、一定期間、外出自粛により、まん延の抑え込みを図る。外出の自粛の対象とならない外出の具体例としては、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持のために必要なものが考えられる。なお、外出自粛等の要請の期間としては、対応が効果をあげるために必要な期間、感染日から発症日までの平均期間（平均潜伏期間）、対応の効果を検知することができるまでの期間として、基本的対処方針等諮問委員会の意見等も踏まえ、30日程度が適当と考えられる。ただし、実際にこれらの措置を実施するにあたっては、期間について柔軟に判断を行い、地域の状況を踏まえて、短縮及び延長を適切に行う。
- ⑩ 職場への出勤は、外出自粛等の要請から除かれるものであるが、特定都道府県は、まずは在宅勤務（テレワーク）を強力に推進する。職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等、人との交わりを低減する取組を今まで以上に強力に推進する。指定公共機関等はまん延防止対策に関するBCPの策定・実施を図っており、特定都道府県は、取組をさらに強化を促す。また、職場においては、感染防止のための取組（手洗い、咳エチケット、事業場の換気励行、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促すとともに、「三つ

の密」を避ける行動を徹底するよう促す。外出自粛等の要請にあたっては、現にクラスターが多数発生している繁華街の接客を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、強く外出を自粛するよう促すとともに、まん延の状況や人の移動の実態等を踏まえ、域内のみならず、域外への外出も対象とする。

- ⑪ 特定都道府県は、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者については、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務の継続を要請する。事業においては、「三つの密」を避けるための必要な対策を講じることとする。なお、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者とは、法第2条に規定される指定公共機関及び指定地方公共機関や法第28条に規定される登録事業者を参考とし、これら医療、国民生活・国民経済維持の業務をサポートする事業者等にも留意し、別添に例示する。
- ⑫ 政府及び特定都道府県は、事業者の円滑な活動を支援するため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保、ライフラインの万全の体制の確保等に努める。
- ⑬ 大都市圏の都道府県は、人口及び人口密度が高く、交通の要所でもあることを踏まえて、全国的かつ急速なまん延の起点とならないよう、上記のまん延防止のための対策を十分に行う。それ以外の都道府県であっても、全国的かつ急速なまん延のおそれがあることから適切な対策を講ずる。
- ⑭ 政府及び地方公共団体は、飲食店については、施設の使用制限等の対象とはなっていないが、「三つの密」が重なることがないよう、所要の感染防止策を講じるよう促す。食堂、レストラン、喫茶店などについては、換気、人と人との間隔を適切にとること等に注意するなど、「三つの密」を避けるための所要の感染防止を呼び掛ける。また、キャバレー、ナイトクラブ等の遊興施設については、クラスター発生の状況等を踏まえ、外出自粛の周知を行う。
- ⑮ 政府は、関係機関と協力して、クラスター対策にあたる専門家の確

保及び育成を行う。

- ⑯ 厚生労働省及び都道府県は、関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆しが見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。
- ⑰ 政府及び地方公共団体は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組む。これに関連し、都道府県は、管内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 24 条に基づく総合調整を行う。さらに、都道府県は、クラスターの発見に資するよう、都道府県間の迅速な情報共有に努めるとともに、政府は、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 20 条に基づく総合調整を行う。なお、政府は、感染症法第 12 条に基づく都道府県知事等から厚生労働大臣への報告が迅速に行えるよう必要な支援を行う。また、政府は、民間事業者等と協力して、SNS 等の技術を活用して、感染状況等の把握を行う仕組みを構築する。
- ⑱ 文部科学省は、4 月 1 日に改定した「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」等において示した、臨時休業の実施に係る考え方について周知を行うとともに、今後の感染拡大の状況や専門家会議の見解を踏まえ、厚生労働省の協力を得つつ、必要に応じ、追加的な考え方等を示す。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有する。
- ⑲ 厚生労働省は、保育所や放課後児童クラブ等について、保育の縮小や臨時休園等についての考え方を示す。その際、可能な保護者に登園を控えるようお願いするなど保育等の提供を縮小して実施することや、医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な者、ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育等を確保しつつ臨時休園することの考え方を示す。
- ⑳ 政府は、関係機関と協力して、公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

- ⑳ 政府及び特定都道府県以外の都道府県は、職場等における感染の拡大を防止するため、BCPに基づく対応のさらなる強化、労働者を使用する事業者に対し職場内においても「三つの密」を避けることとともに、事業場内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動（手洗い、咳エチケット等）の徹底、在宅勤務（テレワーク）や時差通勤、自転車通勤の積極的な活用、事業場の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む。）や外出自粛勧奨、出張による移動を減らすためのテレビ会議の利用等を強力に呼びかける。
- ㉑ 政府は、水際対策について、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、入国制限、渡航中止勧告、帰国者のチェック・健康観察等の検疫の強化、査証の制限等の措置等を引き続き実施する。なお、厚生労働省は、関係省庁と連携し、健康観察について、保健所の業務負担の軽減や体制強化等を支援する。
- ㉒ 諸外国での新型コロナウイルス感染症の発生の状況を踏まえて、必要に応じ、国土交通省は、航空機の到着空港の限定の要請等を行うとともに、厚生労働省は、特定検疫港等の指定を検討する。
- ㉓ 厚生労働省は、停留に利用する施設が不足する場合には、法第 29 条の適用も念頭に置きつつも、必要に応じ、関係省庁と連携して、停留に利用可能な施設の管理者に対して丁寧な説明を行うことで停留施設の確保に努める。

#### (4) 医療等

- ① 厚生労働省は、地方公共機関や関係機関と協力して、感染拡大の状況に応じ、以下のように、地域ごとに柔軟な医療提供体制を確保する。
- ・ 現行では、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来により、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供すること。
  - ・ また、医師の判断により検査を実施し、患者が認められた場合には、感染症法第 19 条に基づく感染症指定医療機関等への入院勧告・措置を実施し、

まん延防止を行いつつ、患者に対し、適切な医療を提供すること。

- ・ 患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすおそれがあると判断する都道府県では、厚生労働省に相談の上、重症者等に対する医療提供に重点を移す観点から、入院治療が必要ない軽症者等は自宅療養とし、電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握していくとともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備すること。
  - ・ また、自宅療養とする際、家族構成等から高齢者や基礎疾患を有する者等への感染のおそれがある場合には、地方公共団体は、軽症者が宿泊施設等での療養を行うことや、同居家族が一時的に別の場所に滞在すること等、家族内感染のリスクを下げるための取組を講じること。地方公共団体は、予め、ホテルなど一時的な宿泊施設の確保に努めるとともに、国は、地方公共団体と密接に連携し、地方公共団体の取組を支援すること。
  - ・ 患者が更に増加し帰国者・接触者外来での医療提供に支障をきたすおそれがある地域では、地域の感染状況や医療需要に応じ、帰国者・接触者相談センターの体制を強化したうえで、帰国者・接触者外来を増設し、専属的な人材を確保するなど外来を早急に受診できる体制を整備すること。
  - ・ さらに患者が増加し増設した帰国者・接触者外来での医療提供の限度を超えるおそれがあると判断する都道府県では、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行うこと。
  - ・ こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することでかえって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、かかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知すること。
- ② 厚生労働省は、地方公共団体や関係機関と協力して、オーバーシュートや今後の感染者の大幅な増加を見据え、必要に応じ、法第 31 条に基づく医療等の実施の要請等も念頭におきつつ、以下のように、医療提供体制の確保を進める。
- ・ 例えば、新型コロナウイルス感染症の患者を集約して優先的に受け入れる

医療機関の指定など、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、結核病床や一般の医療機関の一般病床等の活用も検討し、ピーク時の入院患者を受け入れるために必要な病床を確保すること。

- ・ 医療提供体制を支える医薬品や医療機器、医療資材の製造体制を確保し、必要な医療機関に迅速かつ円滑に提供できる体制を確保するとともに、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資・感染防御に必要な資材等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備すること。
  - ・ 医療機関は、BCPも踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討すること。
  - ・ 地域の診療所など一般の医療機関に勤務している医療従事者の派遣を検討すること。
  - ・ 例えば、重症化しやすい方が来院するがんセンター、透析医療機関及び産科医療機関などは、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として設定すること。
  - ・ 仮設の診療所や病棟の設置、非稼働病床の利用、特定都道府県による法第48条に基づく臨時の医療施設を開設するにあたって、必要な支援を行うこと。
  - ・ 医療提供体制のひっ迫及びオーバーシュートの発生に備え、都道府県域を越える場合も含めた広域的な患者の受入れ体制を確保すること。
- ③ 厚生労働省は、医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止する観点から、地方公共団体と協力して、以下の事項について周知徹底を行う。
- ・ 医療機関及び高齢者施設等の設置者に対して、従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が同時に重なる場を徹底して避けるとともに、症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用する、手洗い・手指消毒の徹底、パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、日々の体調を把握して

少しでも調子が悪ければ自宅待機するなどの対策に万全を期すこと。

- ・ 医療機関及び高齢者施設等に対して、面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと。
- ・ さらに、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域においては、施設での通所サービスなどの一時利用を中止又は制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限する等の対応を検討すべきであること。
- ・ 医療機関及び高齢者施設等に対して、入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。

④ 政府及び都道府県は、特に新型コロナウイルス感染症を疑う患者に PCR 検査や入院の受け入れを行う医療機関等に対しては、マスク等の个人防护具を優先的に確保する。

⑤ 都道府県は、③の周知に協力するとともに、感染者と非感染者の空間を分けるなどを含む感染防御策の更なる徹底などを通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。また、特に感染が疑われる医療、施設従事者及び入院患者等については、率先してPCR検査等を受けさせるようにする。

⑥ 厚生労働省は、この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、次の事項に取り組む。

- ・ 関係省庁と協力して、オーバーシュートの発生に備えて、感染症病床等の利用状況について一元的かつ即座に把握可能とする仕組みの構築を進めること。
- ・ 外来での感染を防ぐため、関係機関と協力して、医療機関の外来において、一般の患者も含め、混雑を生じさせないよう、予約による診療や動線が適切に確保された休日夜間急患センターの施設活用などを推進すること。
- ・ 妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染対策の徹底に加え、関係機関と協力して、感染が疑われる妊産婦への早

めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備などの取組を推進すること。

- ・ 関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受けることができるよう、医療通訳の整備などを、引き続き、強化すること。
- ・ 関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬やワクチン等の開発を加速すること。特に、他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速やかに実施すること。
- ・ 法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間等に配慮すること。

⑦ 政府は、上記に関し、地方公共団体等に対する必要な支援を行う。

#### (5) 経済・雇用対策

政府は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するとともに、新型コロナウイルス感染症による内外経済や国民生活への影響を注意深く見極めながら、機動的に、必要かつ十分な経済財政政策を躊躇なく行うこととし、日本経済を確かな成長軌道へと戻すための思い切った措置を講じていく。特に、新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動が縮小する中で影響を受けているフリーランスを含め、様々な形態で働く方々の雇用や生活を維持するとともに、中小・小規模事業者や個人事業主の方々が継続して事業に取り組めるよう制度を整える。

#### (6) その他重要な留意事項

##### 1) 人権への配慮等

- ① 政府は、患者・感染者や対策に携わった方々等の人権に配慮した取組を行う。
- ② 政府は、海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ③ 政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合には、国民の



自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮して実施するものとする。

- ④ 政府は、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風評被害を受けないよう、国民への普及啓発等、必要な取組を実施する。
- ⑤ 政府及び地方公共団体は、マスク及び個人防護具、医薬品、医薬部外品、食料品等に係る物価の高騰及び買占め、売り惜しみを未然に回避し又は沈静化するため、必要に応じ、法第 59 条に基づく措置を講じる。
- ⑥ 政府及び地方公共団体は、外出を自粛する方々の心のケアや自宅での DV や虐待の発生防止に取り組むとともに、在宅の一人暮らしの高齢者や障害者などの要援護者に対して、市町村が行う見守り等に対して適切に支援する。

## 2) 物資・資材等の供給

- ① 政府は、国民や地方公共団体の要望に応じ、マスク、個人防護具や消毒薬、食料品等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。また、政府は、感染防止や医療提供体制の確保のため、マスク、個人防護具、人工呼吸器等に必要な物資を国の責任で確保し、必要に応じ、法第 54 条に基づく緊急輸送の要請や法第 55 条に基づく売渡しの要請等を行う。例えば、マスク等を国で購入し、必要な医療機関や介護施設等に優先配布することや、感染拡大防止策が特に必要と考えられる地域において必要な配布を行う。
- ② 政府は、マスクや消毒薬等の国民が必要とする物資を確保するため、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）第 26 条第 1 項を適用し、マスクの転売行為を禁止するとともに、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者へ冷静な対応を呼びかける。また、政府は、繰り返し使用可能な布製マスクの普及を進める。
- ③ 政府は、事態の長期化も念頭に、マスクや抗菌薬の原薬を含む医薬品、医療機器等の医療の維持に必要な資材の安定確保に努めるとともに、国産化の検討を進める。

### 3) 関係機関との連携の推進

- ① 政府は、地方公共団体を含む関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を行う。
- ② 政府は、対策の推進にあたっては、地方公共団体等の関係者の意見を十分聞きながら進める。
- ③ 地方公共団体は、保健部局のみならず、危機管理部局も含めすべての部局が協力して対策にあたる。
- ④ 政府は、国際的な連携を密にし、WHOや諸外国・地域の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的にWHO等の関係機関や諸外国・地域と共有し、今後の対策に活かしていくとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受ける国・地域に対する国際社会全体としての対策に貢献する。
- ⑤ 政府は、基礎医学研究及び臨床医学研究、疫学研究を含む社会医学研究等の研究体制に対する支援を通して、新型コロナウイルス感染症への対策の推進を図る。
- ⑥ 都道府県は、近隣の特定都道府県が緊急事態宣言後の様々な措置を行うにあたり、その要請に応じ、必要な支援を行う。
- ⑦ 特定都道府県は、緊急事態宣言後の様々な措置を実施するにあたっては、予め政府対策本部と協議し、迅速な情報共有を行う。政府対策本部長は、特定都道府県が適切に緊急事態措置を講じることができるよう、専門家の意見を踏まえつつ、特定都道府県と総合調整を行う。
- ⑧ 緊急事態宣言後の様々な措置を実施した際には、特定都道府県知事及び指定会共行政機関の長は政府対策本部長に、特定市町村長及び指定地方公共機関の長はその所在する特定都道府県知事に、指定公共機関の長は所管の指定行政機関に、その旨及びその理由を報告する。政府対策本部長は国会に、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、報告を受けた事項を報告する。

### 4) 社会機能の維持

- ① 政府、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、職員における感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるように対策を予め講じる。特に、テレビ会議及びテレワークの活用を努める。
- ② 地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信、金融業等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。
- ③ 政府は、指定公共機関の公益的事業の継続に支障が生じることがないよう、必要な支援を行う。
- ④ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、事業の継続を図る。
- ⑤ 政府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、必要に応じ、国民への周知を図る。
- ⑥ 政府は、空港、港湾、医療機関等におけるトラブルなどを防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。
- ⑦ 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

#### 5) 緊急事態宣言後の取組

政府は、緊急事態宣言を行った後にも、特定都道府県や基本的対処方針等諮問委員会等との定期的な情報交換を通じ、感染状況の変化、施策の実施状況等を定期的に分析・評価し、必要に応じて、国民や関係者へ情報発信を行う。また、緊急事態解除宣言を行った後にも、引き続き、警戒を行い、国内外の感染状況を分析し、それまでの知見に基づき、より有効な対策を実施する。

#### 6) その他

- ① 政府は、必要に応じ、他法令に基づく対応についても、講ずることとする。
- ② 今後の状況が、緊急事態宣言の要件等に該当するか否かについては、海外での感染者の発生状況とともに、感染経路の不明な患者や

クラスターの発生状況等の国内での感染拡大及び医療提供体制の逼迫の状況を踏まえて、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断することとする。

- ③ 政府は、基本的対処方針を変更し、又は、緊急事態の継続若しくは終了するにあたっては、新たな科学的知見、感染状況、施策の実行状況等を考慮した上で、基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で臨機応変に対応する。

(別添)緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

### 1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

### 2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

### 3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
  - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
  - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
  - ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
  - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
  - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
  - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
  - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
  - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
  - ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

#### 4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑦ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑧ 育児サービス（託児所等）

#### 5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

都道府県名：

市町村対策本部 設置状況

管内市町村数

	市町村名	設置日時	担当部局名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

<留意点>

回答に際して枠が足りない場合には、適宜追加をお願いします。

# 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

## 第 4 回 本 部 会 議

日時：令和2年4月7日（火）

場所：本庁3階テレビ会議

1 開 会

2 状況報告

3 その他

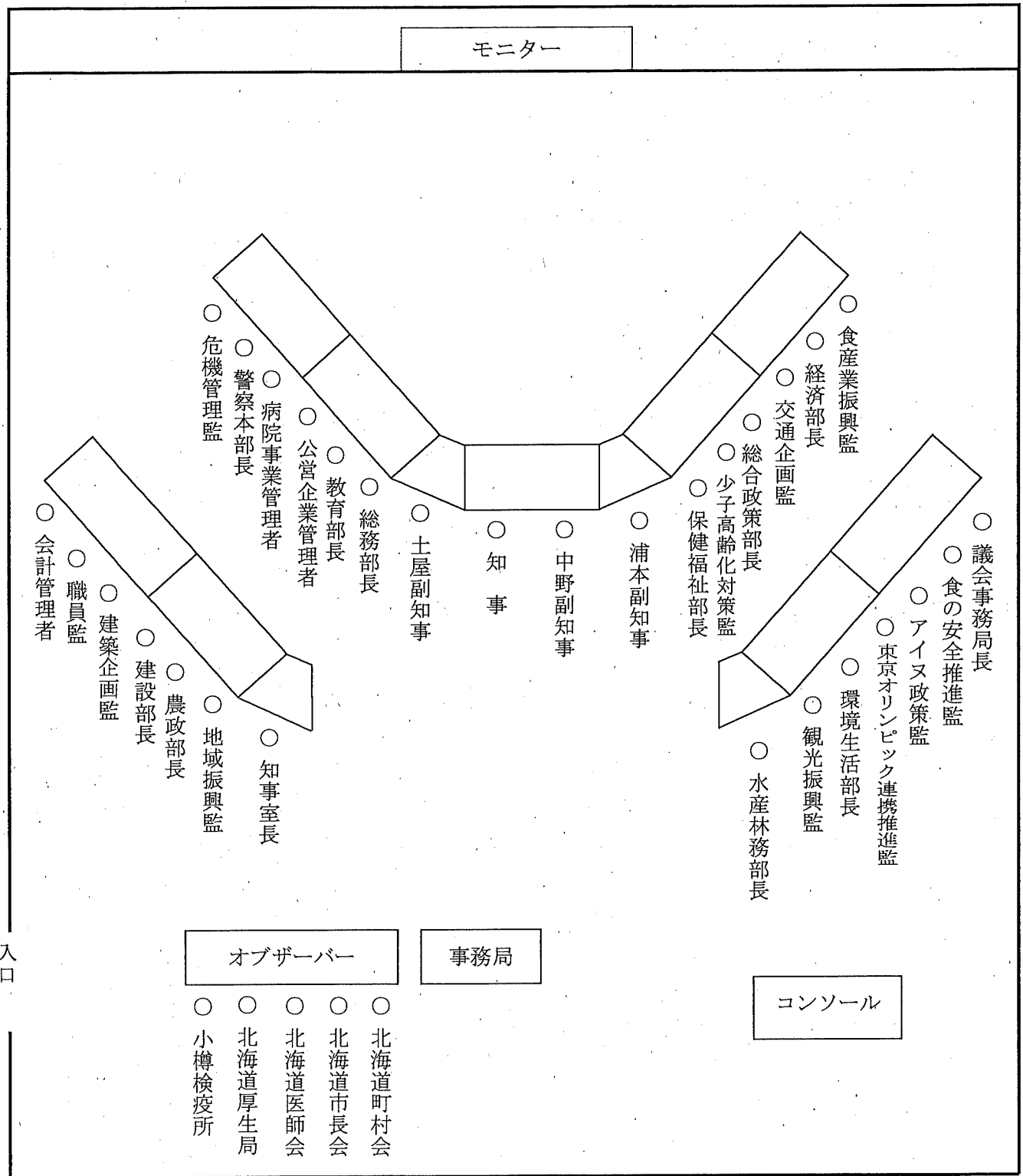
4 知事発言

5 閉 会



# 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 配席図

本庁3階テレビ会議室  
令和2年(2020年)4月7日(火)



第4回 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議出席者名簿

日時:令和2年4月7日(火) 19:30~  
場所:本庁3階 テレビ会議室

(本部員)

所 属	職 名	氏 名
北海道(本部長) (副本部長) (副本部長) (副本部長)	知 事	鈴 木 直 道
	副 知 事	浦 本 元 人
	副 知 事	土 屋 俊 亮
	副 知 事	中 野 祐 介
総務部	部 長	平 野 正 明
	職 員 監	松 浦 英 則
	危 機 管 理 監	佐 々 木 誠 也
総合政策部	部 長	倉 本 博 史
	知 事 室 長	濱 坂 真 一
	地 域 振 興 監	佐 々 木 徹
	交 通 企 画 監	柏 木 文 彦
環境生活部	部 長	築 地 原 康 志
	東京オリンピック連携推進監	阪 正 寛
	ア イ ヌ 政 策 監	長 橋 聡
保健福祉部(総合調整員)	部 長	三 瓶 徹
	少 子 高 齢 化 対 策 監	京 谷 栄 一
経済部	部 長	山 岡 庸 邦
	観 光 振 興 監	大 内 隆 寛
	食 産 業 振 興 監	豊 島 厚 二
農政部	部 長	小 田 原 輝 和
	食 の 安 全 推 進 監	宮 田 大
水産林務部	部 長	佐 藤 卓 也
建設部	部 長	小 林 敏 克
	建 築 企 画 監	長 浜 光 弘
出納局	会 計 管 理 者	三 井 真
企業局	北 海 道 公 営 企 業 管 理 者	小 玉 俊 宏
道立病院局	病 院 事 業 管 理 者	鈴 木 信 寛
議会事務局	事 務 局 長	近 藤 晃 司
北海道教育委員会	教 育 部 長	志 田 篤 俊
北海道警察本部	本 部 長	山 岸 直 人

(地方本部)

所 属	職 名	氏 名
空知総合振興局	局 長	高 野 瑞 洋
石狩振興局	局 長	佐 藤 則 子
後志総合振興局	局 長	北 谷 啓 幸
胆振総合振興局	局 長	花 岡 祐 志
日高振興局	局 長	北 村 英 則
渡島総合振興局	局 長	鳴 海 拓 史
檜山振興局	局 長	永 山 秀 明
上川総合振興局	局 長	中 島 俊 明
留萌振興局	局 長	野 村 聡
宗谷総合振興局	局 長	竹 花 賢 一
オホーツク総合振興局	局 長	橋 本 智 史
十勝総合振興局	局 長	水 戸 部 裕
釧路総合振興局	局 長	山 口 修 司
根室振興局	局 長	遠 藤 俊 充
東京事務所	所 長	森 隆 司

(オブザーバー)

所 属	職 名	氏 名
厚生労働省北海道厚生局	総 務 課 長	櫻 庭 孝 行
小樽検疫所	参 与	染 谷 意
札幌市保健福祉局 保健所	健 康 企 画 課 長	鈴 木 信 一
旭川市保健所	保 健 予 防 係 長	渡 部 千 枝
函館市保健所	所 長	山 田 隆 良
一般社団法人北海道医師会	事 務 局 長	安 達 督
北海道市長会	事 務 局 長	吉 澤 政 昭
北海道町村会	政 務 部 長	熊 谷 裕 志

# 新型コロナウイルス感染症について

保健福祉部 (R2.4.7)

## 1 発生の状況

(1) 道内の発生状況及び検査の状況  
別紙のとおり

(2) 国内の発生状況 (厚生労働省発表)

4月6日12時までに確認されている患者は2,429名 (※)

(※) その他340名が無症状病原体保有者、885名が症状有無確認中となっている。  
また、4月5日現在、クルーズ船に対する検疫で712人の陽性を確認。

## 2 国などの対応

- (1) 着実な検疫の実施及び強化 (全ての航空便において質問票の配布、機内アナウンスの拡大、健康カードの配布等の強化)
- (2) 国内における感染拡大防止に向けた対策の強化 (地方自治体、医療機関と連携、地方衛生研究所での検査)
- (3) 国民への情報提供 (宿泊施設への周知、国民向けQ & A)
- (4) 2月1日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症 (感染症法第6条) 及び検疫感染症 (検疫法第2条第3項) に指定
- (5) 2月1日、都道府県に対し「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」の設置指示。
- (6) 2月9日、地方衛生研究所における検疫業務 (クルーズ船) に関連する検査への協力依頼
- (7) 2月12日、新型コロナウイルス感染症に関する流行地域に浙江省を追加
- (8) 2月13日、無症状病原体保有者の入院を措置対象へ追加
- (9) 2月15日、都道府県に対し「帰国者・接触者相談センター」、「帰国者・接触者外来」の更なる充実について依頼。
- (10) 2月17日、都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、感染症に関する行政検査の対象者を取りまとめた旨通知。
- (11) 2月17日、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について公表。
- (12) 2月18日、無症状病原体保有者の退院及び就業制限の取扱いを変更。
- (13) 2月20日、「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を公表
- (14) 2月20日、職場における拡大防止に向けた取り組みについて、経済団体に要請。
- (15) 2月24日、専門家会議見解 (「ここ1~2週間が瀬戸際」)
- (16) 2月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定
- (17) 2月25日、厚生労働省にクラスター対策班を立ち上げ、国立感染症研究所の専門家チームを北海道に派遣 (3名)。
- (18) 2月27日、釧路市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣 (2名)
- (19) 2月27日、第15回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、首相が全国全ての小学校、中学校、高校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休業とすることを要請。
- (20) 2月28日、当本部の感染症対策チームから北見市へ国立感染症研究所の専門家チーム派遣 (2名) するとともに、その後任として、北海道に追加派遣 (1名)。

- (21) 2月29日、総理緊急記者会見で臨時休校の趣旨説明、所得減少に伴う助成金制度創設などの今年度予備費2,700億円を活用した緊急対応策第2弾のとりまとめを表明。
- (22) 3月1日、第16回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、道内の感染者の広がりが見える市町村住民へのマスク配布のため、国民生活緊急安定措置法に基づくメーカーに対するマスクの国への売り渡しを表明。
- (23) 3月2日、専門家会議見解（「この一両日で明らかになったこと」、「北海道で実施すべき対策」）
- (24) 3月3日、保健師を北海道に派遣（2名）
- (25) 3月3日、厚生労働省が国民生活緊急安定措置法に基づきメーカーに対し、マスクの売渡しを指示。中富良野町及び北見市への優先配布を表明。（3月5日より配布）
- (26) 3月5日、第17回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（中国・韓国からの航空便の到着空港を成田、関空に制限、入国者の14日間の待機要請を表明。（3月9日より適用））
- (27) 3月9日、専門家会議見解（「一定程度持ちこたえている」、「北海道の対策の効果」）
- (28) 3月10日、厚生労働省がせたな町、美瑛町、木古内町、知内町へのマスクの優先配布を表明。（3月12日より配布）
- (29) 3月10日、新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案閣議決定
- (30) 3月10日、第19回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－発表
- (31) 3月11日、WHOがパンデミック（世界的な大流行）を宣言
- (32) 3月13日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立。
- (33) 3月17日、厚生労働省が道内35市町村の介護施設等へのマスクの優先配布を表明。（3月19日より配布）
- (34) 3月18日、第20回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（イタリア、スペイン、スイスの一部、アイスランドからの入国拒否（3月19日から適用）。欧州諸国、イラン、エジプト38カ国からの入国者の14日間の待機要請を表明（3月21日より適用））。
- (35) 3月23日、第22回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、水際対策を強化（アメリカ合衆国からの入国者の14日間の待機要請を表明（3月26日より適用））。
- (36) 3月26日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置、直ちに、都道府県対策本部を設置するよう通知。
- (37) 3月26日、第23回対策本部で、水際対策を強化（イタリアやスペイン、ドイツなどヨーロッパ21か国とイランからの入国拒否と東南アジア、中東、アフリカからの帰国者の14日間の待機要請を表明（3月27日より適用））。
- (38) 3月28日、第24回新型コロナウイルス感染症対策本部で、クラスター対策の強化や爆発的な患者の急増に備えて病床の確保することを盛り込んだ「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定。
- (39) 4月1日、第25回新型コロナウイルス感染症対策本部で水際対策を強化（入国拒否を73の国と地域に拡大（4月3日から適用））。
- (40) 4月7日、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について閣議決定。
- (41) 4月7日、緊急事態宣言。（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県において4月7日から5月6日まで）

### 3 道の対応（保健福祉部）

- (1) 道立保健所を通じ、医療機関へ国の通知に基づき発生時対応を通知。指定感染症としての届出基準、検査対応等について順次周知徹底。
- (2) 新型コロナウイルス検査を道立衛生研究所で実施する体制整備（1月30日から検査可能）
- (3) 道民等の皆様への情報提供、注意喚起
  - (ア) ホームページ等により道民の皆様への情報提供  
Q & A、休日夜間の電話対応開始  
道民向けのリーフレット（相談・受診の目安）を作成
  - (イ) 多数の方々が利用する宿泊施設、飲食店、遊技施設等への注意喚起を徹底し、北海道外国人相談センターへの協力を依頼。  
1月22日、宿泊施設、関係団体等（宿泊者への対応等）、外国人相談センター  
1月23日、観光関係団体等  
1月30日、宿泊施設、観光関係団体等（衛生管理等）  
1月30日、交通事業者への衛生管理徹底  
2月10日、宿泊施設等関係団体、観光関係団体（帰国者・接触者相談センターの周知等）
  - (ウ) 保健所等による相談対応  
1月30日 休日・夜間の電話対応の開始
- (4) 1月29日、厚生労働省へ「新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望書」提出
- (5) 関係会議の開催状況

1月23日	庁議	
1月24日	緊急保健所長会議	
1月24日	感染症危機管理対策本部幹事会開催	
1月28日	〃	本部設置、第1回本部会議開催
1月31日	〃	第2回本部会議開催
1月31日	緊急保健所長会議	
2月 7日	感染症危機管理対策本部	第3回本部会議開催
2月14日	〃	第4回本部会議開催
2月19日	〃	第5回本部会議開催
2月21日	〃	第6回本部会議開催
2月25日	〃	第7回本部会議開催
2月28日	〃	第8回本部会議開催
3月 3日	〃	第9回本部会議開催
3月10日	〃	第10回本部会議開催
3月18日	〃	第11回本部会議開催
3月24日	〃	第12回本部会議開催
3月27日	新型コロナウイルス感染症対策本部	第1回本部会議開催
4月 2日	〃	第2回本部会議開催
4月 3日	〃	第3回本部会議開催
4月 7日	〃	第4回本部会議開催
- (6) 2月 7日、本庁及び保健所に「帰国者・接触者相談センター」設置、「帰国者・接触者外来」の整備
- (7) 2月25日、保健福祉部長をチーム長とする「新型コロナウイルス感染症対策チーム」を設置。＜5班体制：総括班、広報班、医療体制班、保健活動班、相談対応班＞

また、知事による要請のもと、厚生労働省から国立感染症研究所の専門家チームの派遣を受ける。

- (8) 2月26日、知事名で「新型コロナウイルス感染症に対応した学校の臨時休業等の要請について」を发出。
- (9) 2月28日、知事から「新型コロナウイルス緊急事態宣言」を発表、週末（2月29日、3月1日）の外出を控えることを呼びかけ。
- (10) 2月29日、知事から総理に対し「新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望」を提出。
- (11) 3月1日、知事から3月2日以降、「換気が悪く人が大勢集まる場所には行かないこと」、「風邪気味の方は自宅で休んでいただくこと」などについてメッセージ发出。
- (12) 3月2日、本庁の「帰国者・接触者相談センター」の相談時間を24時間化。
- (13) 3月4日、前日までの検査数、陽性者の内訳（死亡、退院、治療中）のホームページでの公表開始。
- (14) 3月4日、北見保健所でPCR検査を開始。  
(※旭川市においても、旭川市保健所でPCR検査を開始)
- (15) 3月4日、知事から週末（3月8日、9日）の外出時の注意事項について呼びかけ。
- (16) 3月9日、衛生研究所のPCR検査機器増設（1日80人→140人）。※道全体で180人（道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10）
- (17) 3月12日、小樽市保健所及び函館市衛生検査所でPCR検査を開始。※道全体で200人（道衛生研140、札幌市衛生研20、北見保健所10、旭川市保健所10、小樽市保健所10、函館市衛生検査所10）
- (18) 3月12日、知事から週末（3月14日、15日）の外出時の注意事項について呼びかけ。
- (19) 3月18日、知事から緊急事態宣言（2/28～3/19）の終了と新たなステージへの移行、外出時の注意事項について呼びかけ。
- (20) 3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置。
- (21) 3月28日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を決定。
- (22) 3月29日、千葉県内の障害者施設における利用者及び職員の施設内集団感染の発生事例の重大さを踏まえ、改めて社会福祉施設等に対し、施設内における感染拡大防止対策を徹底するよう通知。
- (23) 4月1日、道立施設及び道主催のイベント等再開。

## 新型コロナウイルス感染症 道内発生状況

No.	公表日	年代	性別	居住地	濃厚接触者の状況
1	1/28	40代	女性	中国武漢市	濃厚接触者を特定し健康観察終了
2	2/14	50代	男性	札幌市	札幌市公表中
3	2/18	40代	男性	札幌市 (単身赴任者)	No.5 札幌市公表中
4	2/19	60代	男性	渡島総合振興局管内 (七飯町)	No.12 濃厚接触者を特定し健康観察終了
5	2/20	40代	男性	札幌市	No.3 札幌市公表中
6	2/21	10歳未満	男性	上川総合振興局管内 (中富良野町)	No.7 濃厚接触者を特定し健康観察終了
7	2/21	10代	男性	上川総合振興局管内 (中富良野町)	No.6 濃厚接触者を特定し健康観察終了
8	2/21	40代	女性	石狩振興局管内 (千歳市)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
9	2/22	70代	女性	胆振総合振興局管内	No.24 濃厚接触者を特定し健康観察終了
10	2/22	80代	男性	渡島総合振興局管内 (知内町) 2/27死亡	No.54 濃厚接触者を特定し健康観察終了
11	2/22	70代	男性	上川総合振興局管内 (旭川市)	No.20 旭川市公表中
12	2/22	50代	女性	渡島総合振興局管内 (函館市)	No.4 函館市公表中
13	2/22	60代	男性	渡島総合振興局管内 (函館市)	函館市公表中
14	2/22	50代	女性	根室振興局管内 (根室市)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
15	2/22	10代	女性	胆振総合振興局管内	No.25 濃厚接触者を特定し健康観察終了
16	2/22	50代	女性	石狩振興局管内 (江別市)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
17	2/22	50代	男性	オホーツク総合振興局管内 (北見市)	No.29,43 濃厚接触者を特定し健康観察終了
18	2/23	70代	男性	札幌市	No.27 札幌市公表中
19	2/23	30代	男性	上川総合振興局管内 (旭川市)	旭川市公表中
20	2/23	60代	女性	上川総合振興局管内 (旭川市)	No.11 旭川市公表中
21	2/23	20代	男性	上川総合振興局管内 (美瑛町)	No.32 濃厚接触者を特定し健康観察終了
22	2/23	70代	男性	上川総合振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察終了

## 新型コロナウイルス感染症 道内発生状況

No.	公表日	年代	性別	居住地	濃厚接触者の状況
23	2/23	30代	女性	釧路総合振興局管内 (釧路市)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
24	2/23	80代	男性	胆振総合振興局管内	No.9 濃厚接触者を特定し健康観察終了
25	2/23	40代	女性	胆振総合振興局管内	No.15 濃厚接触者を特定し健康観察終了
26	2/23	20代	女性	石狩振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察終了
27	2/24	70代	女性	札幌市	No.18,31 札幌市公表中
28	2/24	50代	男性	札幌市	No.40,41,43,72 札幌市公表中
29	2/24	20代	女性	オホーツク総合振興局管内	No.17 濃厚接触者を特定し健康観察終了
30	2/24	50代	男性	石狩振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察終了
31	2/25	60代	女性	札幌市	No.27 札幌市公表中
32	2/25	60代	男性	上川総合振興局管内 (美瑛町)	No.21 濃厚接触者を特定し健康観察終了
33	2/25	20代	男性	オホーツク総合振興局管内	No.43 濃厚接触者を特定し健康観察終了
34	2/25	20代	女性	上川総合振興局管内 (旭川市)	旭川市公表中
35	2/25	70代	男性	釧路総合振興局管内 2/29死亡	濃厚接触者を特定し健康観察終了
36	2/26	70代	女性	日高振興局管内 (新ひだか町)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
37	2/26	70代	女性	日高振興局管内 (新ひだか町)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
38	2/26	高齢者	非公表	渡島総合振興局管内 (函館市) 2/25死亡	函館市公表中
39	2/26	40代	男性	大阪府	札幌市公表中
40	2/27	50代	男性	札幌市	No.28,43 札幌市公表中
41	2/27	50代	男性	札幌市	No.28,43 札幌市公表中
42	2/27	30代	男性	オホーツク総合振興局管内	No.75 濃厚接触者を特定し健康観察終了
43	2/27	70代	男性	オホーツク総合振興局管内	No.17,28,33,40,41 濃厚接触者を特定し健康観察終了
44	2/27	60代	男性	釧路総合振興局管内 (厚岸町)	濃厚接触者を特定し健康観察終了



## 新型コロナウイルス感染症 道内発生状況

No.	公表日	年代	性別	居住地	濃厚接触者の状況
45	2/27	40代	男性	釧路総合振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察終了
46	2/27	40代	男性	空知総合振興局管内 (滝川市)	No.91 濃厚接触者を特定し健康観察終了
47	2/27	10歳未満	男性	上川総合振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察終了
48	2/27	30代	男性	オホーツク総合振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察終了
49	2/27	10歳未満	男性	十勝総合振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察終了
50	2/27	80代	男性	上川総合振興局管内 (美瑛町)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
51	2/27	30代	男性	檜山振興局管内 (せたな町)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
52	2/27	80代	男性	檜山振興局管内 (せたな町)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
53	2/27	60代	男性	渡島総合振興局管内 (八雲町)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
54	2/27	40代	女性	渡島総合振興局管内 (木古内町)	No.10 濃厚接触者を特定し健康観察終了
55	2/28	80代	女性	檜山振興局管内 (せたな町)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
56	2/28	10歳未満	男性	石狩振興局管内 (千歳市)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
57	2/28	80代	男性	空知総合振興局管内 (深川市)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
58	2/28	60代	女性	上川総合振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察終了
59	2/28	60代	男性	上川総合振興局管内 (中富良野町)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
60	2/28	60代	男性	オホーツク総合振興局管内 (北見市)	No.92 濃厚接触者を特定し健康観察終了
61	2/28	60代	女性	オホーツク総合振興局管内 (北見市)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
62	2/28	40代	男性	釧路総合振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察終了
63	2/28	70代	男性	釧路総合振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察終了
64	2/28	60代	女性	札幌市	札幌市公表中
65	2/28	60代	男性	札幌市	札幌市公表中
66	2/28	60代	男性	札幌市	札幌市公表中

## 新型コロナウイルス感染症 道内発生状況

No.	公表日	年代	性別	居住地	濃厚接触者の状況
67	2/29	90代	女性	胆振総合振興局管内 (苫小牧市)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
68	2/29	60代	女性	札幌市	札幌市公表中
69	2/29	30代	女性	札幌市	No.77,106 札幌市公表中
70	2/29	20代	女性	札幌市	No.78,79 札幌市公表中
71	3/1	20代	女性	石狩振興局管内 (江別市)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
72	3/1	40代	男性	オホーツク総合振興局管内 (北見市)	No.28 濃厚接触者を特定し健康観察終了
73	3/2	60代	男性	オホーツク総合振興局管内 (北見市)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
74	3/2	60代	男性	オホーツク総合振興局管内 (北見市)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
75	3/2	50代	男性	オホーツク総合振興局管内	No.42 濃厚接触者を特定し健康観察終了
76	3/2	40代	女性	上川総合振興局管内 (旭川市)	旭川市公表中
77	3/2	50代	男性	札幌市	No.69 札幌市公表中
78	3/3	30代	女性	札幌市	No.70,111,124 札幌市公表中
79	3/3	60代	女性	札幌市	No.70,84,85,97,98,110,111,124 札幌市公表中
80	3/4	50代	男性	オホーツク総合振興局管内 (北見市)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
81	3/4	60代	男性	上川総合振興局管内 (旭川市)	No.118 旭川市公表中
82	3/4	60代	男性	上川総合振興局管内 (旭川市)	旭川市公表中
83	3/5	60代	男性	札幌市	No.96,115,144 札幌市公表中
84	3/6	80代	男性	札幌市	No.79 札幌市公表中
85	3/6	20代	女性	札幌市	No.79 札幌市公表中
86	3/6	30代	男性	札幌市	札幌市公表中
87	3/6	70代	男性	石狩振興局管内 (北広島市)	No.116,134 濃厚接触者を特定し健康観察終了
88	3/6	非公表	女性	石狩振興局管内	No.107,108 濃厚接触者を特定し健康観察終了

## 新型コロナウイルス感染症 道内発生状況

No.	公表日	年代	性別	居住地	濃厚接触者の状況
89	3/6	60代	男性	オホーツク総合振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察終了
90	3/6	30代	男性	オホーツク総合振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察終了
91	3/7	40代	女性	空知総合振興局管内 (滝川市)	No.46 濃厚接触者を特定し健康観察終了
92	3/7	60代	女性	オホーツク総合振興局管内 (北見市)	No.60 濃厚接触者を特定し健康観察終了
93	3/7	50代	女性	札幌市	札幌市公表中
94	3/7	50代	男性	札幌市	札幌市公表中
95	3/7	70代	男性	札幌市	No.103,104,105 札幌市公表中
96	3/7	60代	女性	札幌市	No.83,144 札幌市公表中
97	3/7	60代	男性	札幌市	No.79 札幌市公表中
98	3/7	60代	男性	札幌市	No.79,109,125 札幌市公表中
99	3/8	60代	男性	空知総合振興局管内 (岩見沢市)	No.100 濃厚接触者を特定し健康観察終了
100	3/8	70代	女性	空知総合振興局管内 (岩見沢市)	No.99 濃厚接触者を特定し健康観察終了
101	3/8	70代	男性	上川総合振興局管内 (旭川市)	旭川市公表中
102	3/9	50代	男性	札幌市	札幌市公表中
103	3/9	70代	女性	札幌市	No.95 札幌市公表中
104	3/9	50代	男性	札幌市	No.95 札幌市公表中
105	3/9	50代	女性	札幌市	No.95 札幌市公表中
106	3/9	50代	男性	札幌市	No.69 札幌市公表中
107	3/9	70代	男性	石狩振興局管内	No.88,108 濃厚接触者を特定し健康観察終了
108	3/9	60代	女性	石狩振興局管内	No.88,107 濃厚接触者を特定し健康観察終了
109	3/10	60代	女性	札幌市	No.98,125,130 札幌市公表中
110	3/10	60代	男性	札幌市	No.79,112,122 札幌市公表中

## 新型コロナウイルス感染症 道内発生状況

No.	公表日	年代	性別	居住地	濃厚接触者の状況
111	3/10	50代	男性	札幌市	No.78,79,132 札幌市公表中
112	3/11	50代	女性	札幌市	No.110 札幌市公表中
113	3/11	70代	女性	札幌市	札幌市公表中
114	3/11	30代	男性	札幌市	札幌市公表中
115	3/11	50代	女性	札幌市	No.83 札幌市公表中
116	3/11	70代	女性	空知総合振興局管内	No.87 濃厚接触者を特定し健康観察終了
117	3/11	60代	男性	オホーツク総合振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察終了
118	3/11	60代	女性	上川総合振興局管内 (旭川市)	No.81 旭川市公表中
119	3/12	50代	男性	後志総合振興局管内 (小樽市)	No.136 小樽市公表中
120	3/12	60代	男性	札幌市	No.121,141 札幌市公表中
121	3/12	20代	女性	札幌市	No.120 札幌市公表中
122	3/12	80代	男性	札幌市	No.110,123 札幌市公表中
123	3/12	70代	女性	札幌市	No.122 札幌市公表中
124	3/12	非公表	女性	札幌市	No.78,79 札幌市公表中
125	3/12	70代	男性	札幌市	No.98,109,133 札幌市公表中
126	3/12	50代	女性	札幌市	No.138,140,151 札幌市公表中
127	3/12	70代	女性	札幌市	札幌市公表中
128	3/12	80代	男性	札幌市	No.142 札幌市公表中
129	3/13	50代	男性	札幌市	札幌市公表中
130	3/13	50代	女性	札幌市	No.109 札幌市公表中
131	3/13	非公表	男性	札幌市	札幌市公表中
132	3/13	50代	女性	札幌市	No.111 札幌市公表中

## 新型コロナウイルス感染症 道内発生状況

No.	公表日	年代	性別	居住地	濃厚接触者の状況
133	3/13	70代	女性	札幌市	No.125 札幌市公表中
134	3/13	70代	女性	石狩振興局管内 (北広島市)	No.87 濃厚接触者を特定し健康観察終了
135	3/13	70代	男性	オホーツク総合振興局管内	No.149 濃厚接触者を特定し健康観察終了
136	3/13	50代	男性	オホーツク総合振興局管内 (北見市)	No.119 濃厚接触者を特定し健康観察中
137	3/13	20代	女性	札幌市	札幌市公表中
138	3/14	60代	男性	札幌市	No.126,140,151 札幌市公表中
139	3/14	50代	男性	札幌市	札幌市公表中
140	3/14	80代	女性	札幌市	No.126,138,151 札幌市公表中
141	3/14	50代	男性	札幌市	No.120 札幌市公表中
142	3/14	60代	女性	札幌市	No.128 札幌市公表中
143	3/14	50代	女性	札幌市	No.152 札幌市公表中
144	3/14	80代	女性	札幌市	No.83,96 札幌市公表中
145	3/15	80代	男性	空知総合振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察終了
146	3/15	10歳未満	男性	胆振総合振興局管内 (苫小牧市)	濃厚接触者を特定し健康観察終了
147	3/15	80代	男性	オホーツク総合振興局管内	No.148 濃厚接触者を特定し健康観察中
148	3/15	50代	女性	オホーツク総合振興局管内	No.147 濃厚接触者を特定し健康観察中
149	3/16	70代	女性	オホーツク総合振興局管内	No.135 濃厚接触者を特定し健康観察中
150	3/16	50代	男性	札幌市	札幌市公表中
151	3/16	20代	男性	札幌市	No.126,138,140 札幌市公表中
152	3/16	80代	女性	札幌市	No.143 札幌市公表中
153	3/18	20代	男性	釧路総合振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察終了
154	3/18	80代	女性	札幌市	札幌市公表中

## 新型コロナウイルス感染症 道内発生状況

No.	公表日	年代	性別	居住地	濃厚接触者の状況
155	3/19	60代	男性	札幌市	No.158 札幌市公表中
156	3/19	50代	女性	札幌市	札幌市公表中
157	3/19	50代	男性	上川総合振興局管内 (旭川市)	旭川市公表中
158	3/20	50代	男性	札幌市	No.155 札幌市公表中
159	3/21	40代	男性	釧路総合振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察終了
160	3/22	40代	女性	札幌市	札幌市公表中
161	3/22	60代	男性	後志総合振興局管内 (小樽市)	小樽市公表中
162	3/22	60代	女性	後志総合振興局管内 (小樽市)	小樽市公表中
163	3/24	70代	女性	札幌市	札幌市公表中
164	3/25	40代	男性	茨城県	No.171 小樽市公表中
165	3/25	30代	男性	札幌市	札幌市公表中
166	3/25	50代	男性	札幌市	札幌市公表中
167	3/25	50代	女性	札幌市	札幌市公表中
168	3/26	30代	女性	後志総合振興局管内 (倶知安町)	濃厚接触者を特定し健康観察中
169	3/27	50代	男性	札幌市	札幌市公表中
170	3/28	40代	男性	札幌市	札幌市公表中
171	3/28	70代	男性	小樽市	No.164 小樽市公表中
172	3/28	70代	男性	旭川市	No.20 旭川市公表中 ※No.11と同一の方
173	3/29	70代	男性	札幌市	札幌市公表中
174	3/29	70代	男性	札幌市	No.175 札幌市公表中
175	3/29	60代	女性	札幌市	No.174 札幌市公表中
176	3/29	30代	女性	神奈川県	No.182 現在調査中

## 新型コロナウイルス感染症 道内発生状況

No.	公表日	年代	性別	居住地	濃厚接触者の状況
177	3/30	20代	女性	胆振総合振興局管内 (室蘭市)	濃厚接触者を特定し健康観察中
178	4/1	20代	男性	空知総合振興局管内 (美唄市)	濃厚接触者を特定し健康観察中
179	4/1	60代	男性	上川総合振興局管内 (中富良野町)	濃厚接触者を特定し健康観察中 ※No.59と同一の方
180	4/1	40代	男性	上川総合振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察終了
181	4/1	50代	女性	オホーツク総合振興局管内	現在調査中
182	4/1	10歳未満	男性	神奈川県	No.176 現在調査中
183	4/2	50代	男性	札幌市	札幌市公表中
184	4/2	40代	男性	釧路総合振興局管内	No.193 濃厚接触者を特定し健康観察中
185	4/2	30代	男性	釧路総合振興局管内	濃厚接触者を特定し健康観察中
186	4/3	40代	男性	石狩振興局管内	現在調査中
187	4/3	90代	男性	釧路総合振興局管内	現在調査中
188	4/3	非公表	非公表	札幌市	札幌市公表中
189	4/3	50代	男性	札幌市	札幌市公表中
190	4/3	40代	男性	札幌市	札幌市公表中
191	4/4	20代	女性	札幌市	札幌市公表中
192	4/4	50代	男性	札幌市	札幌市公表中
193	4/4	70代	男性	釧路総合振興局管内	No.184 濃厚接触者を特定し健康観察中
194	4/5	30代	女性	後志総合振興局管内	現在調査中 ※No.168と同一の方

## ■検査及び患者の状況(4月6現在)

c

	検査件数	2,443	
1	陽性累計	194	A
2	陰性確認済累計	143	B
3	死亡累計	9	C
4	現在患者数	42	D (A - B - C)

令和2年4月7日  
総合政策部

### ポイント

- 政府は本日(4月7日)、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、事業規模108兆円の緊急経済対策を閣議決定。

### 概要等

※国の資料を基に道が作成

#### I 経済対策の考え方

1. 緊急支援フェーズ: 感染症拡大の収束に目途がつくまでの間、事態の早期収束に強力に取り組むとともに、雇用と事業と生活を守り抜く段階。
2. V字回復フェーズ: 収束後の早期のV字回復を目指し、大幅に落ち込んだ消費の喚起と、未来を先取りした投資の喚起の両面から反転攻勢策を講じる段階。

#### II 取り組む施策

次の5つを柱として事業規模108兆円の具体的な施策を実行。

1. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発【2.5兆円】  
マスク・消毒液等の確保(1世帯2枚配布等)や検査体制の強化、医療提供体制の強化(緊急包括支援交付金(仮称)の創設)、治療薬・ワクチンの開発加速、学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備などを実施。
2. 雇用の維持と事業の継続【80兆円】  
雇用の維持(雇用調整助成金の特例措置の拡大等)や資金繰り対策(危機対応融資枠の拡大、制度融資を活用した実質無利子・無担保融資の創設等)、事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援、生活に困っている世帯や個人への支援(1世帯30万円の給付、児童手当の上乗せ等)、税制措置(納税の猶予、固定資産税の軽減等)などを実施。
3. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復【8.5兆円】  
観光・運輸業、飲食業等に対する支援(割引・ポイント・クーポン付与等)や地域経済の活性化(地方創生臨時交付金(仮称)の創設等)などを実施。
4. 強靱な経済構造の構築【15.7兆円】  
生産拠点の国内回帰や多元化への支援や、農林水産物・食品の輸出力の維持・強化、テレワークや遠隔教育等リモート化によるデジタル・トランスフォーメーションの加速、公共投資の早期執行などを実施。
5. 今後への備え【1.5兆円】  
新型コロナウイルス感染症対策予備費(仮称)の創設。



## 学校再開後の取組について

教育庁

- 4月7日現在の公立学校の再開状況
  - ・ 小学校812校/985校、中学校496校/563校、義務教育学校10校/10校
  - ・ 高等学校（中等教育学校を含む）0校/227校、特別支援学校4校/79校
- 全ての学校が再開する日（予定）
  - ・ 小中学校：4月12日 ・ 高等学校：4月14日 ・ 特別支援学校：4月13日  
（町立奥尻高校は5/11（予定））
- 健康状態の把握
  - 児童生徒：毎朝晩の検温、風邪症状などを登校時に教職員が確認
  - 教職員：管理職員が健康状態を確実に把握  
（新規採用者は、着任日の2週間前である3月18日からの健康状態を「健康観察シート」に記入させ、継続的に確認中）

## 1 心のケアについて

- 教育相談
  - ・ スクールカウンセラー等と連携し、児童生徒や保護者を対象とした教育相談体制の充実
- 出席等の取扱い
  - ・ 保護者からの相談があった場合は、不安に寄り添い丁寧に説明
  - ・ 学校での感染に不安があり、児童生徒を欠席させる場合には、「校長が出席しなくてよいと認めた日」として取り扱うなど配慮
- 欠席した児童生徒への教材等への提供
  - ・ 児童生徒の家庭学習が円滑に進むよう、教科書と併用できる教材を提供

## 2 感染が判明した、感染拡大地域となった場合等の対応

- 各学校において臨時休業、分散登校とするための準備を要請。  
（授業日を確保する分散登校の実施例を小中高の校種別に提示）
- 道教委の支援体制を確立（保健福祉部局との連携）

## 3 部活動

- 各競技団体からの助言を受け、競技別の「運動部活動における留意事項」を周知
- 各学校に対し、当面の間、対外試合の自粛を要請

## 【参考】「社会教育施設における対応」

- 道立美術館・博物館等
  - ・ 受付で来館者が並ぶ場合は、1メートル間隔で床にマーキングし、誘導
  - ・ 来館者に1メートル以上の間隔を空けるよう、適宜声かけ・誘導
- 道立図書館
  - ・ 貸出・返却に当たっては、1メートル間隔で床にマーキングし誘導
  - ・ 来館者が1メートル以上の間隔を確保できるような席を配置

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する 学校の新学期開始状況等について

新型コロナウイルス感染症対策に関し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における新学期開始の状況等（令和2年4月6日（月）21時00分時点）について、調査結果を取りまとめましたのでお知らせいたします。

※本調査は、緊急事態宣言が発出される前の時点で行ったものであり、調査時点での見込みの回答も含まれているため、今後調査結果に変更が生じる可能性もあります。

### 1. 新学期開始の状況について

#### （1）新学期の教育活動を予定どおり開始する学校の状況（国公私立学校）

調査時点で感染者が急増している東京都、大阪府、神奈川県等の公立学校では、全面的な臨時休業措置が取られており、これら以外の地域においても、地域の感染拡大状況に応じて、臨時休業の継続又は時差通学などを取り入れた新学期の開始など様々な対応がとられています。全体としては、約6割（推計値）の学校が新学期を予定通り開始することになります。

【表1】全国における新学期の教育活動を予定どおり開始する学校の割合

	公立	国立	私立
幼稚園	73%	67%	89%
小学校	64%	57%	69%
中学校	56%	59%	74%
義務教育学校	67%	50%	100%
高等学校	61%	27%	79%
中等教育学校	63%	0%	75%
特別支援学校	63%	58%	86%
専修学校高等課程	100%	0%	82%
計	62%	57%	84%

（※）表中の割合は、回答があった学校数全体のうち、調査時点で臨時休業を実施する予定はないとした学校数の割合を示す。

（※）春季休業の当初終了予定日を延期している場合も、臨時休業の実施に含む。

【表2】 7都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）における新学期の教育活動を予定どおり開始する学校の割合

	公立	国立
幼稚園	25%	38%
小学校	10%	6%
中学校	10%	6%
義務教育学校	4%	-
高等学校	1%	13%
中等教育学校	9%	0%
特別支援学校	18%	0%
専修学校高等課程	100%	0%
計	11%	9%

(※) 表中の割合は、回答があった学校数全体のうち、調査時点で臨時休業を実施する予定はないとした学校数の割合を示す。

【表3】 7都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）以外の道府県における新学期の教育活動を予定どおり開始する学校の割合

	公立	国立
幼稚園	88%	73%
小学校	89%	76%
中学校	78%	77%
義務教育学校	86%	50%
高等学校	82%	43%
中等教育学校	88%	0%
特別支援学校	81%	76%
専修学校高等課程	100%	-
計	85%	74%

(※) 表中の割合は、回答があった学校数全体のうち、調査時点で臨時休業を実施する予定はないとした学校数の割合を示す。

(2) 新学期において臨時休業を実施する設置者（公立学校）

【4月6日（月）21時00分時点】

計：565 設置者

都道府県名	臨時休業を実施する設置者数		臨時休業終了予定日
北海道	1 (180)	奥尻町	5月10日
青森県	3 (41)	青森市、八戸市、階上町	4月19日
宮城県	6 (36)	宮城県※、仙台市※、富谷市、七ヶ浜町、大和町、気仙沼市	4月19日など
秋田県	4 (26)	秋田県※、由利本庄市、大仙市※、にかほ市	4月15日など
山形県	14 (36)	山形県、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、上山市、南陽市、金山町、最上町、舟形町、高畠町、庄内町、大蔵村、鮭川村	4月15日など
茨城県	17 (45)	土浦市、古河市、龍ヶ崎市、常陸太田市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、筑西市、稲敷市、神栖市、つくばみらい市、小美玉市※、河内町、境町、利根町、美浦村	4月19日など
栃木県	1 (26)	小山市	4月12日
群馬県	10 (36)	群馬県、伊勢崎市、太田市、富岡市、下仁田町、草津町、嬭恋村、玉村町、大泉町、利根沼田学校組合	5月6日など
埼玉県	45 (64)	埼玉県、さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、飯能市、本庄市、春日部市、狭山市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、久喜市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、	4月12日など

		白岡市、伊奈町、 <u>三芳町</u> 、 <u>毛呂山町</u> 、越生町、 <u>滑川町</u> 、 <u>嵐山町</u> 、 <u>川島町</u> 、 <u>鳩山町</u> 、ときがわ町、 <u>皆野町</u> 、神川町、上里町、松伏町。	
千葉県	33 (55)	千葉県、千葉市、 <u>銚子市</u> 、 <u>市川市</u> 、 <u>船橋市</u> 、 <u>館山市</u> 、 <u>松戸市</u> 、野田市、東金市、旭市、 <u>習志野市</u> 、柏市、 <u>鎌ヶ谷市</u> 、 <u>富津市</u> 、 <u>浦安市</u> 、八街市、 <u>白井市</u> 、富里市、南房総市、香取市、山武市、いすみ市、袖ヶ浦市、 <u>流山市</u> 、 <u>四街道市</u> 、 <u>栄町</u> 、 <u>神崎町</u> 、多古町、東庄町※、九十九里町、 <u>芝山町</u> 、 <u>横芝光町</u> ※	4月30日など
東京都	56 (63)	東京都、千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市※、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村、利島村、小笠原村	5月6日など
神奈川県	34 (34)	神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、 <u>平塚市</u> 、 <u>鎌倉市</u> 、 <u>藤沢市</u> 、 <u>小田原市</u> 、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、大和市、 <u>伊勢原市</u> 、 <u>海老名市</u> 、 <u>座間市</u> 、 <u>南足柄市</u> 、 <u>葉山町</u> 、寒川町、 <u>大磯町</u> 、二宮町、中井町、大井町、松田町、 <u>山北町</u> 、開成町、箱根町、 <u>真鶴町</u> 、 <u>湯河原町</u> 、清川村、愛川町、綾瀬市、厚木市、秦野市	4月19日など
新潟県	3 (31)	新潟県※、三条市、燕市	4月12日など
富山県	1 (16)	<u>富山市</u> ※	4月13日

石川県	3 (20)	石川県、 <u>金沢市</u> 、七尾市※	5月1日
福井県	18 (18)	福井県、 <u>福井市</u> 、 <u>敦賀市</u> 、 <u>小浜市</u> 、 <u>大野市</u> 、 <u>勝山市</u> 、 <u>鯖江市</u> 、 <u>あわら市</u> 、 <u>越前市</u> 、 <u>坂井市</u> 、永平寺町、 <u>池田町</u> 、 <u>越前町</u> 、 <u>美浜町</u> 、 <u>高浜町</u> 、 <u>おおい町</u> 、 <u>若狭町</u> 、 <u>南越前町</u>	5月6日など
山梨県	6 (28)	山梨県、 <u>甲府市</u> 、 <u>韮崎市</u> 、 <u>南アルプス市</u> 、 <u>甲斐市</u> 、 <u>中央市</u>	4月19日など
長野県	2 (78)	長野県、 <u>軽井沢町</u>	4月12日など
岐阜県	44 (43)	岐阜県、 <u>岐阜市</u> 、 <u>大垣市</u> 、 <u>高山市</u> 、 <u>多治見市</u> 、 <u>関市</u> 、 <u>中津川市</u> 、 <u>美濃市</u> 、 <u>瑞浪市</u> 、 <u>羽島市</u> 、 <u>恵那市</u> 、 <u>美濃加茂市</u> 、 <u>土岐市</u> 、 <u>各務原市</u> 、 <u>可児市</u> 、 <u>山県市</u> 、 <u>瑞穂市</u> 、 <u>飛騨市</u> 、 <u>本巣市</u> 、 <u>郡上市</u> 、 <u>下呂市</u> 、 <u>海津市</u> 、 <u>養老町</u> 、 <u>垂井町</u> 、 <u>関ヶ原町</u> 、 <u>神戸町</u> 、 <u>輪之内町</u> 、 <u>安八町</u> 、 <u>揖斐川町</u> 、 <u>大野町</u> 、 <u>池田町</u> 、 <u>北方町</u> 、 <u>坂祝町</u> 、 <u>富加町</u> 、 <u>川辺町</u> 、 <u>七宗町</u> 、 <u>八百津町</u> 、 <u>白川町</u> 、 <u>御嵩町</u> 、 <u>東白川村</u> 、 <u>白川村</u> 、 <u>東安中学校組合</u> 、 <u>養基小学校養基保育所組合</u> 、 <u>羽島郡二町教育委員会</u>	4月19日
静岡県	12 (36)	<u>沼津市</u> 、 <u>熱海市</u> 、 <u>三島市</u> 、 <u>伊東市</u> 、 <u>御殿場市</u> 、 <u>裾野市</u> 、 <u>湖西市</u> 、 <u>菊川市</u> 、 <u>函南町</u> 、 <u>長泉町</u> 、 <u>清水町</u> 、 <u>小山町</u>	4月19日など
愛知県	55 (55)	<u>愛知県</u> 、 <u>名古屋市</u> 、 <u>一宮市</u> 、 <u>稲沢市</u> 、 <u>犬山市</u> 、 <u>江南市</u> 、 <u>岩倉市</u> 、 <u>大口町</u> 、 <u>扶桑町</u> 、 <u>瀬戸市</u> 、 <u>春日井市</u> 、 <u>小牧市</u> 、 <u>尾張旭市</u> 、 <u>豊明市</u> 、 <u>日進市</u> 、 <u>清須市</u> 、 <u>北名古屋市</u> 、 <u>長久手市</u> 、 <u>東郷町</u> 、 <u>豊山町</u> 、 <u>津島市</u> 、 <u>愛西市</u> 、 <u>弥富市</u> 、 <u>あま市</u> 、 <u>大治町</u> 、 <u>蟹江町</u> 、 <u>飛島村</u> 、 <u>半田市</u> 、 <u>常滑市</u> 、 <u>東海市</u> 、 <u>大府市</u> 、 <u>知多市</u> 、 <u>阿久比町</u> 、 <u>東浦町</u> 、 <u>南知多町</u> 、 <u>美浜町</u> 、 <u>武豊町</u> 、 <u>岡崎市</u> 、 <u>碧南市</u> 、 <u>刈谷市</u> 、 <u>豊田市</u> 、 <u>安城市</u> 、 <u>西尾市</u> 、 <u>知立市</u> 、 <u>高浜市</u> 、 <u>みよし市</u> 、 <u>幸田町</u> 、 <u>豊橋市</u> 、	4月19日など

		豊川市、蒲郡市、田原市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村	
三重県	4 (30)	三重県※、津市※、鈴鹿市、伊賀市	4月12日など
京都府	7 (27)	京都市、 <u>亀岡市</u> 、八幡市、京田辺市、 <u>木津川市</u> 、井手町、 <u>精華町</u>	5月6日など
大阪府	44 (44)	大阪府、 <u>大阪市</u> 、堺市、 <u>豊中市</u> 、 <u>高槻市</u> 、 <u>吹田市</u> 、 <u>枚方市</u> 、 <u>寝屋川市</u> 、 <u>東大阪市</u> 、 <u>八尾市</u> 、 <u>茨城市</u> 、 <u>岸和田市</u> 、 <u>池田市</u> 、 <u>箕面市</u> 、 <u>能勢町</u> 、 <u>豊能町</u> 、 <u>摂津市</u> 、 <u>島本町</u> 、 <u>柏原市</u> 、 <u>泉大津市</u> 、 <u>和泉市</u> 、 <u>高石市</u> 、 <u>忠岡町</u> 、 <u>貝塚市</u> 、 <u>泉佐野市</u> 、 <u>泉南市</u> 、 <u>阪南市</u> 、 <u>熊取町</u> 、 <u>田尻町</u> 、 <u>守口市</u> 、 <u>大東市</u> 、 <u>門真市</u> 、 <u>四條畷市</u> 、 <u>交野市</u> 、 <u>富田林市</u> 、 <u>河内長野市</u> 、 <u>松原市</u> 、 <u>羽曳野市</u> 、 <u>藤井寺市</u> 、 <u>大阪狭山市</u> 、 <u>河南町</u> 、 <u>岬町</u> 、 <u>太子町</u> 、 <u>千早赤坂村</u>	5月6日など
兵庫県	27 (41)	兵庫県※、 <u>神戸市</u> 、 <u>姫路市</u> 、 <u>尼崎市</u> 、 <u>西宮市</u> 、 <u>洲本市</u> 、 <u>芦屋市</u> 、 <u>伊丹市</u> 、 <u>加古川市</u> 、 <u>赤穂市</u> 、 <u>西脇市</u> 、 <u>宝塚市</u> 、 <u>三木市</u> 、 <u>三田市</u> 、 <u>南あわじ市</u> 、 <u>淡路市</u> 、 <u>宍粟市</u> 、 <u>たつの市</u> 、 <u>猪名川町</u> 、 <u>稲美町</u> 、 <u>播磨町</u> 、 <u>市川町</u> 、 <u>神河町</u> 、 <u>太子町</u> 、 <u>上郡町</u> 、 <u>佐用町</u> 、 <u>播磨高原広域事務組合</u>	4月19日など
奈良県	9 (40)	奈良市、 <u>生駒市</u> 、 <u>大和郡山市</u> 、 <u>香芝市</u> 、 <u>三郷町</u> 、 <u>上牧町</u> 、 <u>王寺町</u> 、 <u>広陵町</u> 、 <u>河合町</u>	4月19日など
和歌山県	5 (31)	田辺市、 <u>みなべ町</u> 、 <u>白浜町</u> 、 <u>上富田町</u> 、 <u>すさみ町</u>	4月12日など
岡山県	3 (28)	玉野市、 <u>総社市</u> 、 <u>赤磐市</u>	4月13日など
山口県	1 (20)	下関市	4月17日
愛媛県	8 (21)	愛媛県※、 <u>松山市</u> 、 <u>大洲市</u> 、 <u>松前町</u> 、 <u>砥部町</u> 、 <u>内子町</u> 、 <u>愛南町</u> 、 <u>高知県宿毛市</u> 愛	4月24日など

		媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合	
福岡県	41 (61)	福岡県、 <u>北九州市</u> 、福岡市、久留米市、直方市、 <u>柳川市</u> 、八女市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、 <u>宗像市</u> 、 <u>太宰府市</u> 、古賀市、 <u>福津市</u> 、宮若市、 <u>朝倉市</u> 、糸島市、 <u>那珂川市</u> 、 <u>宇美町</u> 、 <u>篠栗町</u> 、志免町、須恵町、 <u>新宮町</u> 、久山町、 <u>粕屋町</u> ※、 <u>芦屋町</u> 、 <u>水巻町</u> 、 <u>岡垣町</u> 、 <u>遠賀町</u> 、 <u>小竹町</u> 、 <u>鞍手町</u> 、 <u>香春町</u> 、 <u>大任町</u> 、 <u>福智町</u> 、 <u>苅田町</u> 、 <u>久留米市外三市町高等学校組合</u> 、 <u>古賀高等学校組合</u>	5月6日など
佐賀県	4 (21)	鳥栖市、基山市、上峰町、みやき町	4月19日
長崎県	1 (22)	<u>壱岐市</u>	4月12日
熊本県	2 (46)	<u>熊本県</u> ※、 <u>熊本市</u>	5月6日など
大分県	1 (19)	<u>別府市</u>	4月19日
宮崎県	2 (27)	<u>宮崎市</u> 、 <u>国富町</u>	4月20日
鹿児島県	1 (44)	<u>南種子町</u>	4月19日
沖縄県	37 (41)	沖縄県、那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、本部町、 <u>金武町</u> 、 <u>嘉手納町</u> 、北谷町、西原町、与那原町、南風原町、久米島町、八重瀬町、竹富町、与那国町、国頭村、大宜味村、東村、 <u>今帰仁村</u> 、恩納村、宜野座村、読谷村、北中城村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、南大東村、北大東村、伊是名村	4月19日など

(※) 臨時休業を実施する設置者数欄の括弧内は都道府県教育委員会及び当該都道府県内市区町村教育委員会の数。

(※) 設置者名の後ろに米印を付しているものは、同一学校種について一部の学校で臨時休業を実施予定のもの(参考1を参照)。

(※) 下線は臨時休業期間中に登校日を設定する教育委員会。



- (※) 臨時休業終了日について金曜日を回答したものについては、翌日曜日の日付に統一。
- (※) 東京都においては、4月6日付けで都教育委員会が島しょ地域に存する学校も含めて臨時休業を実施するとともに、市区町村教育委員会に対して小学校及び中学校の臨時休業等の取扱いについて対応を依頼したところ。
- (※) 京都府においては、4月6日付けの府知事の要請を受けて、府教育委員会において臨時休業について検討中。
- (※) 専修学校高等課程を除く。

**(参考1) 同一学校種について、一部の学校で臨時休業を実施する設置者**

- ・宮城県（特別支援学校25校中1校）
- ・宮城県仙台市（中学校64校中1校、高等学校4校中1校）
- ・秋田県（特別支援学校14校中1校）
- ・秋田県大仙市（中学校11校中4校）
- ・茨城県小美玉市（幼稚園6校中1校）
- ・千葉県東庄町（小学校5校中1校）
- ・千葉県横芝光町（小学校7校中5校）
- ・東京都東村山市（中学校8校中7校）
- ・新潟県（中等教育学校6校中1校）
- ・富山県富山市（小学校66校中1校、中学校27校中1校）
- ・石川県七尾市（中学校4校中1校）
- ・三重県（高等学校57校中27校、特別支援学校18校中8校）
- ・三重県津市（小学校49校中1校）
- ・兵庫県（高等学校136校中125校、特別支援学校27校中23校）
- ・愛媛県（高等学校53校中1校、中等教育学校3校中1校、特別支援学校9校中5校）
- ・福岡県粕屋町（中学校4校中2校）
- ・熊本県（高等学校50校中11校、特別支援学校18校中6校）

**(参考2) 短縮授業や時差通学・分散登校等の学校運営上の工夫を取り入れて授業等を実施する学校数（臨時休業を行った後に開校する学校を含む）：4,718校**

## **2. 入学式の実施状況について（公立学校）**

入学式の実施状況については、9割以上の学校で、規模の縮小や実施日の延期などの工夫により、入学式及びこれに類する取組を実施済み又は実施予定となっています。

- (※) 本調査においては、教育課程上の入学式に限らず、広く入学生を対象に「入学式」と称して行われるもの（近い名称のものも含む）を対象としている。
- (※) 専修学校高等課程を除く。

## 新型コロナウイルス感染症に対応した取組について

R2.4.7

東京事務所

## 1 実施中の取組

## ＜職員個人の取組＞

- 出勤時の検温など健康管理の実施
- 体調不良時の休暇取得の徹底
- 手洗い・うがいの励行
- 所内在勤時、外出時のマスクの着用
  
- 不要不急の外出の抑制
- 飲食を伴う会合の抑制

## ＜所内の取組＞

- ドアノブ、スイッチ等の定時消毒、ドア等の開放、定期的な換気
  
- 時差出勤、割振り変更 … 3班態勢で計画実施
- 在宅勤務 … 計画実施(リモート端末1台 + 個人端末1台程度)
- 外勤・出張の抑制
- 会議・打合せの抑制
  
- 都道府県会館分室(5名)との接触制限

## 2 今後の取組

- 外出の抑制や業務の継続性の確保(集団感染の防止)の観点から  
2班態勢による交代制在宅勤務の実施

# 道民の皆様へ

令和2年4月7日

資料5

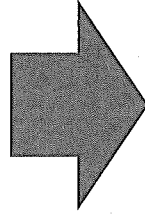
## 新型コロナウイルス感染症

# 集中対策期間（4/8<sup>水</sup>～5/6<sup>＊</sup>）

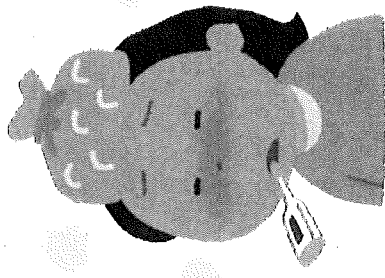
- ◆ 政府対策本部は本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき緊急事態宣言を行いました。
- ◆ 北海道においても、依然として流行は終息に向かっていない中、この緊急事態宣言の期間は、改めて、これまで私たちが取り組んできたことを確認し、徹底していく「集中対策期間」とします。
- ◆ 道民の皆様には改めて、手洗いと咳エチケットの徹底、外出する際の3つの事項の確認、集団感染の要因となる「3つの密」を避ける取組をお願いします。

# 1 体調は大丈夫？ 風邪ぎみではありませんか？

○専門家からの報告では、「症状の軽い人も、気がつかないうちに、感染拡大に重要な役割を果たしてしまっている」と指摘されています。

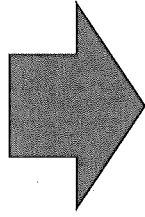


- ◆風邪の症状に似ているので、のどの痛み、咳、発熱などがある場合は、外出しないようにしてください。
- ◆ご自身やご家族の熱を測るなど、健康チェックに努めてください。
- ◆石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒の他、咳エチケットに努めてください。



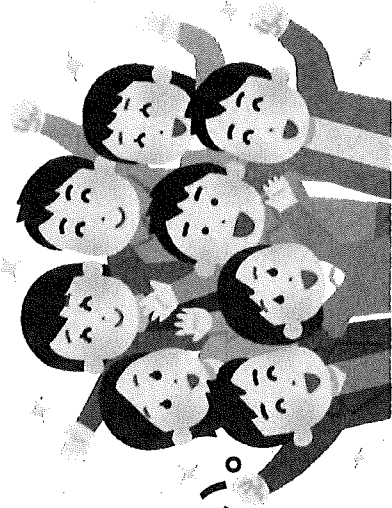
## 2 人が大勢集まり、風通しが悪い 場所ではありませんか？

○専門家からの報告では、「ライブハウスや友人宅での大人数での飲み会など、屋内の閉鎖的な空間で、人と人が至近距離で、一定時間以上交わることによって、患者が発生する可能性がある」と指摘されています。



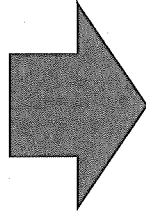
◆換気が悪く、不特定多数の人が密に集まるような空間は、感染リスクが高いことから、その規模の大小に関わらず、避けてください。

◆自宅の部屋など、窓のある環境では、可能であれば2方向の窓を同時に開け、建物内の換気に努めてください。

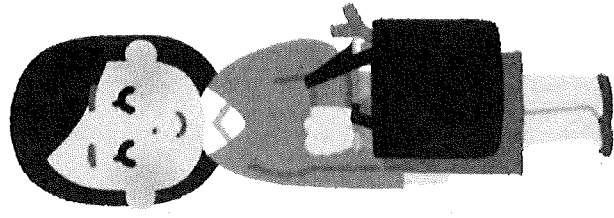


### 3 感染リスクを下げる方法をご存じですか？

○専門家からの報告では、「症状のない方にとって、屋外での活動や人との接触が少ない活動の他、一定程度の距離をとった会話は、感染リスクが低い」とされております。



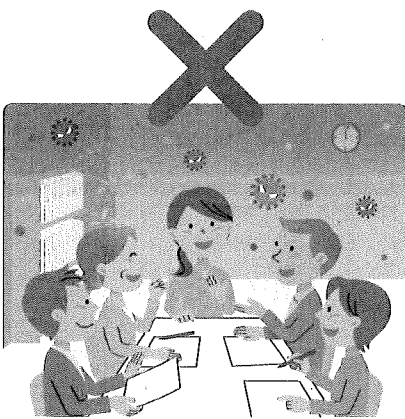
- ◆ 会話は、手を伸ばして相手に届かない程度の距離をとるか、自分から飛沫を飛ばさないようマスクを装着することが望ましいとされています。
- ◆ 買い物は、混雑していない時間帯を選ぶといった配慮が必要です。
- ◆ 散歩やジョギング等は、感染リスクが低いとされています。



新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をおねがいします

# 3つの「密」を避け ましょう!

①換気の悪い  
密閉空間



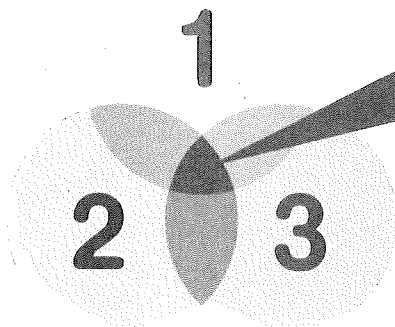
②多数が集まる  
密集場所



③間近で会話や  
発声をする  
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。  
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が  
クラスター(集団)発生の  
リスクが高い!

※3つの条件のほか、共同で使う物品には  
消毒などを行ってください。



# 緊急のお知らせ

## 北海道にお越しになった皆様へ

- 現在、国内外で新型コロナウイルスが猛威をふるっています。
- このため、北海道では道民の皆さんに次の取組をお願いしています。

- 手洗いや咳エチケットを徹底する
- 外出するときは必ず次の3つの事項を確認する
  - 体調は大丈夫？ 風邪気味ではありませんか？
  - 人が大勢集まり、風通しが悪いところではありませんか？
  - 感染リスクを下げる方法をご存じですか？
- 3つの「密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を避ける

- 今回、来道された方におかれては、上記に加え、次のことについても、ご協力をお願いします。

## 一人一人の行動がご自身や大切な人の命と健康を守ります

- 2週間のご自身の体調に十分ご注意ください、不要不急の外出を控えるようお願いします

- 発熱や咳など体調不良がみられた方は、速やかに最寄りの帰国者・接触者相談センターにご連絡されますようお願いいたします。

道内の帰国者・接触者相談センター	電話番号	開設時間
札幌市保健所 (救急安心センターさっぽろ【受診相談】)	011-272-7119 (#7119)	24時間
旭川市保健所	0166-25-9848	8:45~21:00 (土日祝も含む)
市立函館保健所	0138-32-1547	平日8:45~17:30 土曜8:45~12:00
小樽市保健所	0134-22-3110	平日8:50~17:20
上記以外にお住まいの方		
道立保健所	※下記参照	平日8:50~17:30
北海道庁 健康安全局 地域保健課	011-204-5020	24時間

※道立保健所一覧 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/h1/cty/kak/tkh/hokensho/hokensho.htm>

- 長時間の移動などでお疲れのところ誠に恐縮ですが、北海道における新型コロナウイルス感染症のまん延防止のために、どうかご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。





## 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

### 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年4月1日）

#### IV 提言

##### 1 地域区分について (2) 地域区分の考え方について

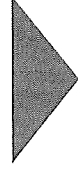
#### ①「感染拡大警戒地域」

○ 直近 1 週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その 1 週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート（爆発的感染者急増）と呼べるほどの状況には至っていない。また、直近 1 週間前の帰国者・接触者外来の受診者についても、その 1 週間前と比較して一定以上の増加基調が確認される。

① 新規感染者が連続して二桁の日が発生

② 直近 1 週間とその 1 週間前のデータ（新規感染者、リンク不明の感染者数等）を比較し、増加基調を確認

③ ①の新規感染者の多数がリンク不明



## 外出自粛の要請の検討

# 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について

政府は、4月7日、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、**事業規模 108 兆円**の緊急経済対策を閣議決定。

## 1 基本的な考え方

以下の2つの段階を意識し、段階に応じた施策を展開。

### (1) 緊急支援フェーズ

感染症拡大の収束に目途がつくまでの間、事態の早期収束に強力に取り組むとともに、雇用と事業と生活を守り抜く段階。

### (2) V字回復フェーズ

収束後の早期のV字回復を目指し、観光・運輸、飲食、イベント等大幅に落ち込んだ消費の喚起と、未来を先取りした投資の喚起の両面から反転攻勢策を講じる段階。

## 2 取り組む施策

以下の5つを柱として、事業規模 108 兆円（うち補正額 16.7 兆円）となる強大かつ効果の大きい施策を展開。

### (1) 感染症拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発【2.5兆円】（うち補正額 1.8兆円）

マスク・消毒液等の確保（介護施設利用者、妊婦、小・中・高・特別支援学校等への布マスクの配布等）や検査体制の強化、医療提供体制の強化（緊急包括支援交付金（仮称）の創設等）、学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備など。

### (2) 雇用の維持と事業の継続【80兆円】（うち補正額 10.6兆円）

雇用の維持や資金繰り対策（危機対応融資枠の拡大、制度融資を活用した実質無利子・無担保融資の創設等）、事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援（中小企業（上限 200 万円）、個人事業主（上限 100 万円）等に対する持続給付金（仮称）の創設等）、生活に困っている世帯や個人への支援（1世帯当たり 30 万円の給付を行う生活支援臨時給付金（仮称）の創設、子育て世帯への臨時特別給付金（対象児童一人あたり 1 万円を上乗せ）等）、税制措置（納税猶予、固定資産税・都市計画税の軽減措置等）など。

### (3) 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復【8.5兆円】（うち補正額 1.8兆円）

観光・運輸業・飲食業等に対する支援（割引・ポイント・クーポン付与等）や地域経済の活性化（総額 1 兆円の地方創生臨時交付金（仮称）の創設等）など。

### (4) 強靱な経済構造の構築【15.7兆円】（うち補正額 0.9兆円）

生産拠点の国内回帰や多元化への支援、農林水産物・食品の輸出力の維持・強化、テレワークや遠隔教育等リモート化によるデジタル・トランスフォーメーションの加速（GIGAスクール構想の加速等）、公共投資の早期執行など。

### (5) 今後への備え【1.5兆円】（うち補正額 1.5兆円）

新型コロナウイルス感染症対策予備費（仮称）の創設。

## 新型コロナウイルス関連の対応について【経済観光局】

### 1 中小企業への支援

#### (1) 専用相談窓口「新型コロナウイルス肺炎に対する緊急経営相談窓口」

累計相談件数：4,464件（来所1,859件、電話2,605件）（1/29～4/7）

※前回報告（4/1現在 3,633件）から831件の増

#### (2) 融資制度（新型コロナウイルス対応支援資金）

認定件数：1,507件（4/7現在）

※前回報告（4/1現在 1,172件）から335件の増

##### 【業種】

飲食業385件、小売業197件、建設業197件、卸売業80件、不動産業61件、医療・福祉58件、運輸業48件、宿泊業46件、情報通信業26件、製造業23件、教育・学習支援業7件、保険業4件、電気・ガス・熱供給・水道業2件、サービス業373件

### 2 大型観光イベントの中止決定（4/3公表）

ライラックまつり（5/20～5/31）

YOSAKOIソーラン祭り（6/10～6/14）

### 3 施設の利用開始日の延長

サッポロさとらんど炊事広場

当初の利用開始予定日 令和2年4月29日（水）

延期後の利用開始日（予定） 令和2年6月1日（月）

※サッポロさとらんどは現在、冬期営業中です

利用可能箇所は別紙をご参照ください

4月29日から夏期営業期間となります

## サッポロさとらんど

夏期営業期間（4月29日～）の対応について  
（予定）

- ・炊事広場を除いて従来どおり4/29オープン予定
- ・イベント「スプリングフェア」（4/29～5/6）は中止

○主な施設（○：利用可、△：一部制限、×：利用不可）

施設等	冬期営業期間（4/1～28）		夏期営業期間（4/29～）	
センターハウス	△	トイレなど一部のみ利用可 手作り体験・講座・貸室利用不可	○	
交流館	×		○	
第1～第3駐車場	○		○	
第4～第7駐車場	×		○	
屋外トイレ1・2・3	○	従来は閉鎖	○	
屋外トイレ4	×		○	
炊事広場	×		×	6/1からオープン予定
文化部の体験学習館	×		○	
大型木製遊具	×		○	

## 建設局における感染症拡大防止の対応について

- ・中島公園におけるイベント利用の受付を一時中止
- ・公園等の炊事広場における利用開始日の延期

### 1 中島公園におけるイベント利用の受付一時中止

#### (1) 中止期間

令和2年4月8日（水）から令和2年5月31日（日）まで（予定）

#### (2) 中止されるイベント

園芸市（5/2（土）～5/22（金）を予定）

#### (3) さっぽろまつりに伴う臨時露店について

6/14（日）から6/16（火）までの間、開催を予定していたさっぽろまつりに伴う臨時露店の出店についても利用の受付を見送る。

### 2 公園等の炊事広場（バーベキューコーナー）における利用開始日の延期

#### (1) 延期後の利用開始日

令和2年6月1日（月）から（予定）

#### (2) 対象公園等

川下公園、厚別川緑地、藻南公園、五天山公園、前田森林公園、札幌ふれあいの森

## 新型コロナウイルス感染症への市立学校の対応について

### 1 市立学校の再開

- 市立学校については、新学期から各学校に通知している学校再開のガイドラインに従って、各学校で感染症対策をしっかりと行ったうえで、再開している。
- また、入学式については、新入生と教職員のみで実施しているが、小学校は児童の誘導等が必要であることから、保護者の参加を認めたほか、特別支援学校は個別対応としたところ。
- なお、各学校において、不安を持つ児童生徒や保護者に対して丁寧に対応するとともに、「感染拡大の兆しが見られる」と判断した場合には、速やかに分散登校や、臨時休業することができるよう準備を進めている。

校 種		学校再開（始業式）	入学式
小学校		4月6日（月）	4月6日（月）
中学校		4月6日（月）	4月7日（火）
高等学校		4月8日（水）	4月8日（水）又は9日（木）
中等教育学校		4月8日（水）	4月8日（水）
特別支援学校	山の手（小中）、豊成、北翔	4月6日（月）	山の手8日（水）、豊成7日（火）、北翔8日（水）
	豊明、みなみの杜、山の手（高等部）	4月8日（水）	豊明9日（木）、みなみの杜8日（水）、山の手8日（水）

### 2 市立高校等の時差通学の実施

- 市立高校等については、生徒の通学時における新型コロナウイルス感染拡大のリスクを下げるため、当面の間、公共交通機関等を利用する生徒の登校時刻と一般の方の通勤時刻が重なる場合には、時差通学を実施している。

学校名	実施状況
旭丘、藻岩、新川、平岸高等学校	登校時間を1時間遅らせる（9：30登校）
啓北商業高等学校	登校時間を1時間遅らせる（9：40登校）
開成中等教育学校	登校時刻を35分遅らせる（9：00登校）
豊明高等支援学校	登校時刻を1時間遅らせる（9：30登校）
みなみの杜高等支援学校	登校時刻を1時間半遅らせる（10：10登校）

※清田高等学校、大通高等学校、山の手養護学校（高等部）は、生徒が利用する公共交通機関等の現状を踏まえ、実施していない。